

平成30年第3回岩泉町議会
定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
一般質問	8
1番 畠山昌典議員	8
4番 八重樫龍介議員	13
7番 坂本 昇議員	19
5番 三田地久志議員	25
2番 畠山和英議員	34
13番 野館泰喜議員	45
8番 三田地和彦議員	50
6番 林崎竟次郎議員	57
報告第1号～報告第5号の上程、報告	60
・報告第 1号 準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処 分について	
・報告第 2号 二級町道半城子線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決	

処分について

・報告第 3号	平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・報告第 4号	損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
・報告第 5号	平成29年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
・同意第 1号	岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
・同意第 2号	岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
・諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
・議案第 6号	防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
・議案第 7号	防災拠点自家発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
・議案第 8号	地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
・議案第 9号	ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
・議案第10号	三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議	

決を求めることについて

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
・議案第11号 石畑団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
・議案第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決 を求めることについて	
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
・議案第13号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決 を求めることについて	
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
・議案第14号 安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議 決を求めることについて	
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
・議案第15号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
・議案第16号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第18号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求め ることについて	
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
・議案第19号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることに ついて	
議案第1号、議案第17号及び議案第2号～議案第5号の上程、説明、委員会付託	88
・議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	
・議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて	
・議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）	
・議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	

・議案第 4 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 5 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）	
認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託	91
・認定第 1 号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
請願第3号の上程、説明、委員会付託	99
・請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め る請願	
散会の宣告	100
第 2 号（9月7日）	
出席議員	101
欠席議員	101
職務のため議場に出席した者の職・氏名	102
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	102
議事日程	103
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第1号、議案第17号及び議案第2号～議案第5号の委員長報告、質疑、討論、 採決	105
・議案第 1 号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	
・議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて	

・議案第 2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）	
・議案第 3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）	
散会の宣告	108
第 3号（9月14日）	
出席議員	109
欠席議員	109
職務のため議場に出席した者の職・氏名	110
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	110
議事日程	111
開議の宣告	113
議事日程の報告	113
認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
・認定第 1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
報告第6号の上程、報告	116
・報告第 6号 農地等災害復旧事業斐野（H28年災47-106外）工事の 請負変更契約締結の専決処分について	
総務課長の発言	117
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	118

<ul style="list-style-type: none"> ・議案第20号 農地等災害復旧事業卒郡（H28年災47-102外）工事の 請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	120
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第21号 農地等災害復旧事業中島（H28年災47-103外）工事の 請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	121
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第22号 農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47-104外）工事 の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	123
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第23号 農地等災害復旧事業道の下（H28年災47-362外）工事 の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	124
<ul style="list-style-type: none"> ・請願第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め る請願 	
発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	125
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め る意見書（案）の提出について 	
発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	127
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第5号 平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会 の設置に関する決議について 	
閉会の宣告……………	128
署名……………	129

平成30年第3回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年 8月24日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年 9月 5日 午前10時00分				
	散 会	平成30年 9月 5日 午後 4時27分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	3 番	小 松 ひとみ	4 番	八重樫 龍 介
	5 番	三田地 久 志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修	代表監査委員	佐々木 良 治
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年 9月 5日(水曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第1号 準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第2号 二級町道半城子線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第3号 平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 8 報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 9 報告第5号 平成29年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)

日程第10 同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第11 同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第13 議案第6号 防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第7号 防災拠点自家発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第15 議案第8号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求め

ることについて

- 日程第16 議案第9号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について
- 日程第17 議案第10号 三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 日程第18 議案第11号 石畑団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 日程第19 議案第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 日程第20 議案第13号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 日程第21 議案第14号 安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 日程第22 議案第15号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第16号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第18号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について
- 日程第25 議案第19号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
- 日程第28 議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第2号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第34 認定第3号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第35 認定第4号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第 36 認定第 5 号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算

日程第 37 認定第 6 号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算

日程第 38 認定第 7 号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第 39 認定第 8 号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算

日程第 40 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める請願

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成30年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、小松ひとみ君、4番、八重樫龍介君、5番、三田地久志君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、8月29日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、宮古地区広域行政組合議会臨時会及び岩手県沿岸知的障害児施設組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、畠山昌典君。はい、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） おはようございます。1番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

非常に暑い日が続いた7、8月が過ぎ、残暑に苦しめられながら台風災害の対応を強いられた2年前を思い出し、岩泉復興への道をしっかりと歩むべく気を引き締めてかからねばと再認識しているところであります。

さて、小、中学校教室へのエアコン設置について伺います。町内の小、中学校では、2学期も始まり、子供たちは幾らか涼しくなった教室で勉強に励んでいることと思いますが、ことしも30度を超える教室で過ごさなければならなかった日が1日や2日ではなかったのではないのでしょうか。大人の我々でさえ猛暑の中では集中力が薄れ、仕事に支障を来したり、体も思うように動かなかったりと熱中症の危険から身を守らなければならない状況にあります。子供たちならなおさらその状況は深刻であると推測され、全国的にもこの問題に対する危機意識が高まってきています。そこでこの状況を解消するべく、小、中学校の教室にエアコンを設置し、勉強に集中でき、健康面に配慮した快適な環境を子供たちに提供すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、町民の交通手段の一つである町民バスの無料化について伺います。近年高齢者ドライバーの事故が大きく取りざたされており、免許の自主返納なども全国的に話題になっています。公共交通機関が少なく、広範な面積を有する我が町では、自家用車が手放させない高齢者も多くおり、非常に深刻な問題だと思います。また、少子化に伴い町内の学校統合が進み、学区が広くなり、子供たちのさまざまな活動範囲においても移動距離が長くなっています。どちらの問題もそ

の家族に負担がかかる状況であり、その改善策として75歳以上と高校生以下の利用者の町民バス無料化を実施すべきと考えます。そういった支援は、路線バス高齢者利用促進補助金や岩泉高校生への通学費助成などで今までもなされておりますが、思い切って全面的な無料化になれば高齢者福祉と子育て支援を町内外にアピールでき、さまざまな問題の一部でも解消できる案だと思いますが、町長の考えを伺い、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 皆さん、暑いようですので、蒸しますので、どうぞ上着を脱いでも結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、答弁させます。中居町長、はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、町民バスの無料化についてでございますが、バスなどの公共交通機関は、特に交通弱者である児童生徒や高齢者の移動手段の確保を図るためなくてはならないものと認識しております。一方で人口の減少等に伴って公共交通を取り巻く環境は、バス路線そのものの維持も含めて非常に厳しい状況が続いており、町民バスの運行に対する補助金も年々増加傾向にあります。このような中、本町では、65歳以上の町内バス利用者に対する半額支援制度あるいは岩泉高等学校の生徒に対する通学費補助等独自の支援策を講じ、利用者に対する経済的負担の軽減に取り組んできたところであります。

議員からご提言のありました75歳以上と高校生以下に対する町民バスの無料化につきましては、一部近隣町村で同様の施策を実施しているとお聞きしておりますので、それらの情報も得ながら無料化した場合の町財政における影響額、民間運送事業者への影響、さらには現行の支援制度との調整あるいは財源の確保等クリアすべき課題もありますことから、これらの課題について調査、研究をしながらより前に進めるよう総合的に検討をしてみたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。以上で答弁を終わります。

質問事項の小、中学校へのエアコン設置につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

小、中学校へのエアコンの設置についてであります。平成29年現在における国の調査では、

全国の小、中学校の普通教室へのエアコン設置率は49.6%、冷涼地である岩手県では1.1%という結果が発表をされております。本町におきましては、猛暑時期と夏の長期休業時期が重なることから、小、中学校の普通教室にはエアコンが設置されていないという状況になっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり本年の記録的な猛暑は、児童生徒の学習や健康面に及ぼす影響が懸念されておりますことから、何かしらの対策が必要であると、そのように認識をしているところでございます。猛暑が続いている状況から、本年8月には県内小、中、高のPTA連合会の関係者が県及び県教育委員会に対しましてエアコンの設置を要望したところでもございます。また、政府は、全国の公立小、中学校にエアコンを設置するため、秋の臨時国会に対策費を盛り込んだ補正予算案を提出する方針を固めた、そのような報道がなされているところでございますが、具体的な方針あるいは財政の支援額等についての詳細は今後示されることになると、そのように考えておりますので、これら国の政策に呼応し、小、中学校の猛暑対策については、積極的に対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○1番（島山昌典君） どちらの問題も非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。ありがとうございました。

それではまず町民バスの無料化のほうについて質問させていただきますけれども、この答弁の中で一部の近隣町村で同様の施策を実施しているとありますけれども、これはどこの町村のことなのか。そしてわかっているならば、その財源の確保をどのようにしているのか把握していたならば答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員のご質問につきまして私どもも近隣を調査いたしました。その結果でございますけれども、私どもで確認をしたところ、北のほうでは沿岸の洋野町でございます。洋野町は、高校生以下、70歳以上、そして障害者等の皆様に定額の100円で乗車を提供していると。さらに、野田村でございますけれども、野田村は、若いほうにおきましては、中学生以下でございます。それから、75歳以上、そして65歳以上の免許返納者の皆様などに対しまして、これも定額で100円ということでございます。この財源もお聞きをしてみましたところ、特別交付

税を予定しているということでございます。

さらに、普代村でございます。普代村につきましては、全額村民バス、コミュニティーバスは無料というふうにお聞きをしております、いわゆる地方債の過疎ソフトという財源を充当されている。さらに、葛巻町におきましても、葛巻町は対象は全てでございまして、町民の皆様に100円の定額で利用を提供していると。これも過疎ソフトという財源を充当しているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、答弁の中にある財源の確保と総合的に前に進めるよう検討していくということですが、当町におきましてもそういった、今までも補助金等は特別交付税等を充てていると思えますけれども、引き続きそれを使っていけるのかどうか、どういう見解を持っているのかお伺いをします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 本町におきましては、先ほど申し上げましたとおり高齢者に対しましての助成、それから高校生あるいは小学生、中学生に対しましても遠距離通学につきましては助成をしているということも実施をしております。したがって、いわゆるバス事業に対する係る経費に対するいわゆる赤字分でございますけれども、それにつきましては、本町におきましても特別交付税措置の対象にしまして財源を確保しているわけでございますが、一方でこの通学関係の助成をしている、無料化をもし本町で実施を考えた場合には、売り上げの収入が減ることになるわけですが、逆に通学関係の補助分については、その後はなくなるということになるわけでございますので、その分のいわゆる差し引き分と申しますか、そういったところをこれから関係課等とも調整しながらお互いに試算をしてみるとか、そういったことをしながら果たしてどのような持っていく方をしたほうが本町にとって実効が上がる町民バスの施策になるのかということをお伺いしたいと。よければ前に、そちらのほうに進めるということでございますので、そういった方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 非常に丁寧な答弁、ありがとうございます。ぜひこのバス無料化という

のは、先ほども質問の中で述べましたけれども、学校のみならずほかの活動というか、例えば小学校だったらスポーツ少年団とか、あるいは中学校だとクラブ活動も単体の学校あるいはチームで団体スポーツのチームを組めないということで、合同チームで大会に参加する。それに向けた練習も移動しなければならないということで、町民バス無料となれば、そういったことにも活用できるかと思います。あと65歳以上の町民バス利用者に対する半額支援制度も聞くところによりますと、何かその手続きがやっぱり煩雑というか、煩わしさを感じている町民の方々も多くいると聞いておりますので、そういったところも解消できる施策だと思っておりますので、ぜひ町民にとって使いやすい公共交通機関としてぜひ早期の実現に向けて努力していただきたいと思っております。

次に、小、中学校のエアコン設置につきましてでございますけれども、答弁の中で岩手県は冷涼地であるというふうなことが言われましたけれども、もはやこれは当てはまらないのではないかなというふうに考えております。先日の新聞の報道でも、この異常気象というか、猛暑というのは来年以降も続くのではないかという見解が出されております。そして、政府のほうも答弁にもありましたけれども、全ての全国の公立小、中学校にクーラーを設置する方針を固めております。秋に予定されている臨時国会に補正予算を提出するというところであります。この中で官房長官も児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は喫緊の課題だと、こうコメントをしております。

この全国的な流れの中で万が一こういう予算措置がなされなかった場合、あるいは非常に暑い西日本から徐々に設置していくというふうなことがなされた場合、岩泉町としてどういった方策というか、対策をとっていくのか考えておりましたならば、答えをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、ご質問のあったまず気温の関係でございますけれども、私のほうで調べました町内の部分になりますけれども、1981年から2010年の平均気温、7月で26度、2018年ですと29.8度ということで3.8度気温が上昇しているという結果が出ております。お話がありました冷涼地という表現を使いましたが、これはあくまでも南のほうに比べてということでご理解をいただきたいなと思っております。

あとは、県の動き、国の動きにつきましては、先ほど教育長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、いずれ子供たちの教育環境が公平に保障されるべきものというふうに考えております。ある新聞等ではエアコンというものは、もはやぜいたく品ではなく必需品

であるというふうなこともあります。子供たちが適度な温度で授業が受けられる環境整備に努めてまいりたいと思っております。国のほうの部分につきましては、9月末から来月に招集される国会のほうで個々具体的な部分が出てくるかと思っておりますので、いずれそちらのほうの動きを注視しながら町内の猛暑対策といえますか、子供たちの環境整備のために前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。こういった猛暑対策というのは、先ほども申しましたとおり全国的な流れになっているかと思えます。先日のこれも新聞報道で見ましたけれども、小、中学校の教室にエアコンをとというのは、花巻市とか遠野市のほうでも議会の中で話をされておりまして、非常に前向きな答弁がなされているところでございます。本当に生徒児童たちの教育と健康面を配慮した環境の提供について、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。要望して本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、4番、八重樫龍介君。はい、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして次の事項についてお尋ねします。

台風第10号豪雨災害から2年が過ぎ、河川改修等の復旧工事も本格化してきました。また、災害公営住宅、被災者の移転地の造成工事も始まり、被災した人たちの不安も少しは軽減されているものと思えます。しかし、個々の生活が元に戻ったとしても、住民が安心して暮らせる台風前の町に戻るためには、改めてハード、ソフト両面の礎を築くことが必要不可欠であります。

そこでまず初めに、安家産直施設のあり方についてお尋ねします。安家地区においては、住宅は無論のこと主要な公共施設も被災しました。現在支所、診療所、郵便局等は、機能を回復していますが、取り壊しになった産直施設の方向性は具体的には示されていません。地区民の交流の場であり、励みの場、そして数少ない現金収入の場であった産直施設の今後のあり方について町長の考えを伺います。

次に、現在閉洞状態にある氷渡探検洞を再開する考えはないかお尋ねします。安家地区で被災した人の中には、やむなく地区外や町外に移住した人がいます。さらには、今後移住を考えてい

る人もおり、地区がどんどん縮小している状況で地区民は疲弊しているものと思います。企業誘致も立地条件やマンパワー不足等の問題で難しい状況にあります。このような時期にこそ希望を抱いてもらう施策が必要であります。そこで私は現在閉洞状態にある氷渡探検洞の再開策を早急に検討すべきと考えます。平成22年に閉洞に至った経緯を考慮すると、一朝一夕に問題をクリアすることは困難と思われるが、この問題は中居町政に託された重要な課題であります。過日新聞でも報道され、その魅力が伝えられた安家洞とアクティブな氷渡探検洞のセットで観光ができることになれば、交流人口は確実に拡大し、何よりも地区の人たちに希望と活力が湧いてくるものと思いますが、町長の見解を伺います。

最後に、自転車を活用した交流人口の波及拡大についてお尋ねします。龍泉洞を訪れる年間約18万人の観光客をいかにして町内に波及拡大するかは長年の課題であり、これまでも龍泉洞から町内へのアプローチを試みてきたところですが、その効果は限定的であります。観光に来た人はすぐ町外に抜けてしまい、これでは経済効果が余りにも小さく残念です。

そこで、その対策の一つとしてレンタルサイクルを活用した観光振興について提案します。この事業は、県内数カ所の観光地でも行われています。龍泉洞の観光と合わせ自転車による観光は健康的で景観をより楽しめ、風、音、香りを体感でき、自然豊かな本町に合っていると思います。

この事業で重要なことは、目的地がはっきりしていること、官民の連携がしっかりとれていることです。幸い龍泉洞からうれいら商店街までは景観のすばらしい清水川沿いに町道があります。そして連携が必要な商店街には29店舗が加盟しているうれいら商店会があり、活動も盛んに行われています。今後三陸沿岸道路の全線開通、宮古港を起点とした宮古室蘭フェリーや外国客船の就航により、龍泉洞を訪れる国内外からの観光客の増加が期待されます。また、近年の観光は、個人旅行が主流であり、そのニーズは多種多様となっております。このことから、観光事業の一つのツールとしてレンタルサイクルを展開し、龍泉洞から町内へ人の流れをつくることで交流人口の波及拡大につながるとは思いますが、町長の見解を伺います。

以上でこの席からの質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えを申し上げますが、初めに安家の産直施設についてでございますが、地域活性化の起爆剤となる中核施設として平成28年5月にオープンした同施設は、平成28年台風第10号豪雨災害により被害を受けたところにより、昨年解体、

撤去を行ったところであります。その際、安家地区の中で同施設の復旧要望の声が聞かれ、同施設が地域の復興と活性化には欠かせない中核的役割を担う施設であることを再認識したところですが、一方で地域の現状をお伺いするに再建に当たっては、設置場所や運営体制の構築等について地域や関係者相互の意見調整も必要であると認識をしているところであります。

このことから、安家地区の資源を活用し、地域が誇れる産直施設とするためには、町といたしましても地域の方々とはひざを交え意見調整を図りながら地域の意向に沿える形で再建を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、氷渡探検洞の再開につきまして申し上げます。同施設は、平成5年度のオープンから平成22年10月まではまさに神秘的で自然のままの鍾乳洞を体験、体感できる探検洞として運営してきたところでありますが、安全管理上の問題等からやむなく閉洞をし、現在に至っているところであります。一昨年の台風豪雨災害からの復旧、復興の観点から、また安家地域の地域資源を活用した地域振興の観点からも入洞者の安全の確保やリスク管理、費用対効果、そして運営体制等、一つ一つの課題をクリアし、同施設の再開に向け、より一層粘り強く努力をしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、自転車を活用した交流人口の拡大についてでございますが、議員ご案内のとおり、これまで龍泉洞を訪れた観光客をうれいら通り商店街に誘導するための方策として恋人の聖地である初恋水、百恋水を中心とした取り組みを進めるなど、商店街のにぎわいの創出を図るための施策を展開してきたところであります。

通過型の観光客が多い本町において、新たな時間消費型の取り組みともなりますことから、一つのモデル事業として取り組むことが可能であると考えておりますが、いずれにいたしましても、関係団体等の皆様の熱いご支援とご協力がなければ、その実現は難しいものでありますので、今後関係団体の皆様と協議を重ね、合意が得られるよう努めながら導入支援に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願い申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それでは、順を追いまして再質問をしたいと思っております。

まず初めに、産直施設ですけれども、台風で壊されましたが、その財源はどうなっているかま

ずお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 答弁させていただきます。

解体撤去しました安家産直施設でございますが、町の単独事業で起債事業を充当しながら建設いたします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） そうしますと、期限が限られている、5年以内に建てるのか、そういうことはないのか確認をします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員のご質問のとおり期限等の制限は一切ございません。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） それでこの安家地区におきましては、新聞等でも報道されましたが、住民の方たちが非常にこの復旧の後の復興に心を、どうなるのか大変心配しているという報道もございます。それで再建を進めてまいりたいと書いておりますけれども、早急に取り組まないと、せつかく今やる気がある段階でございます。時がたっていくと、通告にもありますが、人口がどんどん減っていきますので、見通しは2年なのか、まだ白紙状態なのか、そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 答弁させていただきます。

見通しについては、残念ながらまだ申し上げることができない状況でございますが、いずれ町といたしましては、地域の機運づくりのために今年度に地区に入りまして、地域資源を見直しながらゼロからのスタートで地域の活性化づくり、地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。1度のみならず2回、3回と足を運びながら専門家の意見も交えながら地域の機運づくりにまず努めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 本来であれば住民がやる気を出して、では町でバックアップをするというやり方だとは思いますが、今回の台風災害の場合は、皆さんもご存じのとおりもう疲弊しているわけです。ですから、町のほうでここにこうつくるのだからみんなも協力しようと引っ張っ

ていく、行政のほうが逆に引っ張るような形で取り組んでもらえればと思っております。ありがとうございました。

続きまして、氷渡洞、問題が山積しているのは私も資料等を見ましてわかっておりますが、そこで平成5年から22年までの約17年間の氷渡洞の入洞者数の推移をお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

平成5年度オープンでございますが、この年で約250名の方の入洞者となっております。そこから平成11年までは右肩上がりということで平成11年には約1,100人の入洞者となっております。平成11年から平成19年までは横ばいというような形で、その後平成20年から22年には約700名の入洞者数ということで20年から22年は横ばいと、そういった推移でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 今も数字を示していただきましたが、最初は250人、それが4倍にふえてきておりました。そのやさき残念ですけれども、こういう状況に陥ったわけですけれども、地区の活性化を産直施設と同じに考えた場合、まずクリアしなければ、一番初めにクリアしなければならない問題はどこにあるか、どこだと捉えているかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

まず第1優先というところでは、安全面というところだと思います。やはり探検洞ということではございますが、皆様のほうを入洞させていただくということですので、まずは安全面というところが第一優先と考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 安全面というと、どこが危険なのかは具体的にわかれば教えていただきたいのですが、せっかくあれだけの洞窟、この間新聞でもありましたが、安家洞のまだ営業、要するに入っていけない部分を入ったならばすばらしいものがあると。氷渡洞はまさしくそれと同じものを持っているのです。ですから、安全面であればクリアすればいいわけですので、どうか時間がかかる、かかるとは言っていますが、すぐこれ取り組むことをされるのか。それともまだ塩漬け状態にしておくのか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

安全ではないというようなところがございますけれども、落石等、洞内の中で落石等があるというところが一番大きいところがございます。それから、取り組みということでもありますけれども、まずは地域の皆さんとお話し合いとか、関係機関、関係団体との話し合いというところが急務かなと考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 現在あそこを道路改修等をやりまして、オープンしても、そう簡単にはいけないと思うのですが、残りあと3年くらい、道路改修等の、ぜひそのときには入洞できるように今のうちから取り組んでいただければと思っております。

最後に、自転車を活用した交流人口の拡大についてお尋ねいたします。非常にレンタルサイクル、私は岩泉にマッチしているなど思っております。それでほかのところだと、自然をただ自転車で回って帰ってくる、それだと多分長続きしない。この龍泉洞にレンタルサイクルを持ってくると、龍泉洞を見た後もまた清水川通りを通して、なおかつ買い物等もできる、そして町内にはつくり酒屋等老舗の店もたくさんあります。そういうところに簡単に自転車だと行けるわけです。車だと駐車場等の場所も考えなければならない。それで関係団体と協議してといいますが、これはすぐ取り組まれるのか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

関係団体との協議ということはすぐに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それで、そのとき、ある程度の青写真等を示して協議をしていただければと思いますが、その用意は可能かどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

取り組み方ということによろしかったでしょうか。先にちょっと県内の事例をご説明させていただきますけれども、運営主体としては、自転車販売店、それから列車の駅、観光協会、宿泊施設、ホテルなどで取り組みをされているようでございますけれども、まずは龍泉洞から町内ということで検討させていただいて、そのほかにも例えばホテルから宿泊の方に無料でレンタルサイ

クルを貸し出しというような取り組み、そういったことをまずご相談を申し上げていきたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 意見交換等をして、ぜひ実現に向けて取り組んでいただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。猛暑、酷暑、台風と異常気象が続く中、町民の福祉向上のため全力を傾注する町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら次の2点についてお伺いします。

1点目の質問ですが、台風10号関連の災害復旧、復興工事の工程管理についてであります。先般の復興状況の説明では、災害復旧事業の約99%が発注済みであることの報告を受けました。スピード感を持った復旧、復興への取り組みに住民の方々も日々安堵しているものと思われま。しかし、懸念されることは、通常は年間の公共工事発注額が5億円から7億円程度のものが、本復旧、復興工事の発注額は総額で200億円を超える長大な工事額となっております。

その中で災害公営住宅は、建設が66戸、そして被災者移転地造成が15戸、総額事業費は27億円平成30年度中に工事を完成し、入居と分譲契約まで推進する計画と話されております。また、公共土木災害復旧事業では、町道、農林道が145路線、被害額約77億円、河川は33河川131カ所、橋梁は7橋、合わせて約31億円と膨大な事業費となっております。これらは、被災前の通常公共交通と比較して事業費、件数とも超異常な状況であり、発注までは行ったものの、工期内に予定どおり完成できるのか、全国から駆けつけている協力業者に問題はないのか、それらの方々と住民との間にトラブルはないのか、さらに住民の日常生活に不安等はないのか心配されるところでありますが、実態をお知らせください。あわせて期限が限られている財源確保についても影響がないかどうかお伺いします。

2点目は、龍泉洞管理の見直しについてであります。連日の異常気象により、涼しさを求めて龍泉洞へ訪れる方々も多数おられるものと思います。担当する職員は、日ごろから煩多な業務に加え、積極的な態度で対応しており、観光客の皆様が喜んでる姿は、台風復興支援のお礼の一

助にもなるものと受けとめております。その中で観光客が多ければ多いほど安全管理には細心の配慮が不可欠であります。先般7月15日の龍泉洞夏祭りの入洞者数は3,500人にもものぼると聞いております。私もイベントを楽しみながら観光客の皆様の案内サポートを行ってりましたが、予想をはるかに超える入洞者であったことから、来場者の中には洞内が混み合い立ち往生していると。有事の際には、担架の搬入も無理であるという声が聞こえました。

龍泉洞事務所の対応は、混み合っているなので、新洞から見てくださいというアナウンスはありましたが、ゴールデンウィークやお盆の混雑に対応している迂回路による一方通行の手だてはなされませんでした。混雑時の一方通行は、5月の連休とお盆の入洞者が2,500人から5,500人程度のときに活用している様子であります。7月15日は、その2,500人を大きく上回る3,500人もの入洞者です。迂回路の方法をとる場合の基準やマニュアル等は作成されているのでしょうか。各地域において開催している祭り等のイベントで3,500人を集客するという事は並大抵ではありません。まして入洞者から1,000円の観覧料をいただける恩恵の大きさに感謝しつつ、観光客の安全性や快適性を確保する観点から再考を行うべきと思いますが、その考えについてお伺いします。

また、石灰岩に直接アンカー固定している橋脚や腐食しやすい木製の床板の安全点検の実態についても万全を期しているとは思いますが、その内容についてもお知らせください。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、台風豪雨災害関連の復旧、復興工事の工程管理についてであります。議員ご案内のとおり公共土木施設等の復旧工事は、ほぼ発注を終えているところであります。現在町全域で復旧工事を進めておりますが、その規模はこれまで本町で実施してきた公共土木工事の中で類を見ない規模、件数であり、さらにその工事を短期間で完了をさせなければならないという災害復旧制度のもとで行っていることから、非常に過酷な条件下での事業となっております。あわせて今年度中の完成を目指している災害公営住宅事業も加え、速やかに実施しなければならない環境の中で事業量は膨大となっております。そのような状況の中、請負業者からの聞き取りや指導も含め、きめ細かく協議をしながら災害復旧制度において定められた期間内で完了できるよう工事の進捗を図っているところではございますが、さまざまな問題があることも事実であります。

具体的には、全国から本町に入ってきている下請業者の作業員の技術力に差が見られること、下請業者が突然負債を抱え破産した例、同じく下請業者の現場作業に著しいおくれが出て、元請業者から契約解除された例など、契約上のトラブルがございます。また、作業員の宿舎として空き家を活用している業者も多いことから、ごみの分別についてのトラブルなど、工事以外の案件も発生をしておりますが、その都度請負業者に対して改善をするよう指導をし、その結果、宿舎のごみを自己責任で全て回収に努める業者も出てきております。

道路、河川及び橋梁等公共土木施設の復旧工事、災害公営住宅や被災をされた方々のための宅地分譲等、未曾有の大災害による尋常でない規模の復旧、復興工事ではありますが、請負業者への指導、関係機関との調整、地権者への協力依頼等を行いながら岩手県や県内外の他市町村からの応援職員の方々とともに一丸となって着実に一日でも早く復旧、復興事業の完遂が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

財源の確保につきましても、まずは工事の定められた期間内の完了を目指すことはもちろんであります。これだけの事業規模となっておりますので、今後も事業の進捗管理を徹底しながら、国、県に対し、財源確保に向けた協議を続けてまいりたいと、このように考えております。

次に、龍泉洞の安全管理についてであります。龍泉洞は過去数年間の入洞者数等から推測をし、一日の入洞者数が3,000人を超えると見込まれる場合は、洞内の混雑緩和のため、第三地底湖上方のトンネルを出口とする一方通行を実施しているところであります。議員ご質問の本年7月15日の対応につきましては、平成20年から29年までの毎年の7月の3連休中における過去10年間の入洞者数の平均が2,297人で一方通行を実施する目安の3,000人を下回っていたことから、一方通行を実施しなかったところでもあります。このコースの変更は、洞内の順路標識の変更や通路の閉鎖等の作業を伴うことから、営業開始前に準備が必要であるため、同日の入洞者が3,530人と、予想をはるかに超える入洞者数となったものの、営業開始後の急遽の対応は困難になったものであります。

今後の対応についてであります。今回の事態を教訓といたしまして、お客さまの安全と快適性を第一に考えた運用を図る観点から、早急に一方通行を実施する人数の基準の見直しに着手したところであり、さらには急遽混み合った際の対応についても改善をまいりたいと、このように考えております。

また、洞内の安全点検につきましては、木製床板と転落防止柵については、毎日開洞前、閉洞

後に改札員が目視による点検を実施していることに加え、橋脚、木製床板、転落防止柵については、5年に1度専門業者に委託の上、安全点検を実施しているところではありますが、今後は専門業者における点検期間についても検討を行い、安全対策に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましてもお客様の安全が第一であるとの基本に立ち返り、見直すべきものは見直し、これまで以上におもてなしの心を持ってよりよいサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。何点か質問させていただきますが、工事を施工する際の問題点として、技術力の差とか、それから負債を抱えて倒産をしている業者とか、契約を解除されたとか、結構大きな問題がありますが、この問題の一つ一つについて行政の指導と、それから元請の関係で遅滞することなく、その都度的確に工程管理というか、指導が行き届いているのかどうかという点についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 先ほど町長のほうで答弁申し上げたとおりトラブルはやはり生じております。それで工事自体がおくれるということがあっては、これは大問題ですので、その都度業者のほうと我々と指導しながら、撤退した業者のところについては、新しい業者を入れるというような形で今取り組んでおります。実際町内のほうには、今50社以上、そして従業員、作業員で300人以上が町内に全国から入ってきております。ですので、そういった技術力の差というのは、これはちょっとやむを得ない部分もあります。ただ、それが災害復旧の工事の進捗に影響があってはならないので、それは我々も真剣に努力しているところであります。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ当局のほうでも過酷な工事条件の状況であるということも把握しているようですし、私ら一般から見ても年間5億円、7億円が200億円とか何十倍にもなるような工事状況なので、これについては、もう法定制度内に終わるといふような意気込みは意気込みとして、だけれども、万が一おくれたら財源だけは、いずれ町長を初め国なり県なりに要望をしながら

ら何らかの手だてについてもあらかじめ予防線を張っておく必要があるのではないかということから、この質問をさせてもらっていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） その件につきましては、今議員ご指摘のとおりでございます。法定の制度上の期間内、最終的には繰り越しの制度を使いまして、それらの事務手続を踏まえた上で5年間という中では何とか完成させたいというふうに考えております。

ただ単年度、単年度では、その事業の執行等さまざまな制約がございますので、その辺についても事務手続をしながら最終的には、その財源としてこれがだめになって町単独費で全部肩がわりするというようなことがあつては、これはなりませんので、それは今現在でも国、県とは調整、協議は進めております。ただ今後も町長を初め我々その辺は必ず財源を確保するという意気込みで並行してやってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それから、この前議員と語る会を町民と行ったわけですが、そのときに仮設住宅の入居者の方々がもう2年になることから、それぞれの仮設住宅で思惑もあつたり、うわさがうわさを呼んだりというふうなことがあるようです。例えば仮設住宅は2年以内だとか、壊されるとか、あの団地を建てることになったのに、あそこには団地が建たないそうだとかというふうなことがあります。ですので、担当課として、そういう人たちにきちんとした情報が伝わるように、もしくは不安になったら、担当課に来てほしいというふうなことへのその住民サービスというか、情報の徹底というふうなのを行うべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 仮設住宅にお住いの方々がやはり不安を感じておられると思います。我々の復興事業の内容、災害公営住宅であるとか、分譲地であるとか、こういったスケジュールなんかもきめ細かくこれからも引き続き説明してまいりたいと思いますし、仮設住宅の延長に関しても、これもできるだけその辺も説明をしながら皆さんが不安にならないように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 龍泉洞の管理のほうでお伺いします。

いずれ3,500人の方々を見ていると、とても危険な状態に感じたものですから、今回質問させていただきました。ましてけさの新聞でも青の洞窟というか、世界的にも洞窟についての見直しというか、価値観の高まりは年々高まってくると思います。こんな猛暑なものですから、例えば東京の隅田川の大きな河川では、氾濫を防止するために地下室をつくって何十万トンという水を地下6階分つくと。これが洞窟ようになって人気のスポットになっているというふうなことの傾向もあるようです。ですので、龍泉洞に対する全国からの皆さんの応援、支援も含めた形でおいでのになると思いますので、ぜひ10年間の平均が2,300人程度だったので今回は設けなかったとはありますが、答弁にあるようにデータはデータとして、だけれども、急遽町を挙げて一人でも多く来てもらいたいというPRをしていることから、その状況によってこれは緊急対応が必要だということは危機管理にもつながると思いますが、これを早急に取り組んでいただきたいと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

まず、一方通行の実施の基準の見直しということでございますが、こちらについては既に検討させていただいております。これまで3,000人というような数値でございましたが、これを2,000人とか2,200人とかというような人数での対応をしていきたいと考えております。

ちなみにことしのこれからですと9月、今月の3連休、それから10月の3連休の中日が該当してきております。そちらにつきましては、もう一方通行の対策をとらせていただきます。

あとそれ以外の通常の営業日のところで急遽混み合った際というところの対応と、こちらも見直しを検討させていただいております。まずこの間の7月15日の新洞のほうからごらんくださいというふうなアナウンス等、そういったことも考えられますし、それから10分、15分入洞を制限して、少しお待ちになっていただくというようなところの対策で検討をしてみたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひそのように、今のお話あったように若干5分でも10分でも入洞制限しながら説明であったように順路の変更ですという標識を立てる、もしくはこちら側からは通れませんというロープを張るぐらいなことなので、大分難しいことではなく私も受けとめましたので、これはぜひ取り組んでいただきたいと思っていました。

もう一点は、何千人という方々があの床板を一日で通って年間で15万人も20万人も通ったときに、床板ですよ、どうも相手が石灰岩で、そこにアンカーを打って鉄骨をやりながらそこを渡ってもらっているわけですが、何せ下に流れがあるために有事の際は、とても大きな惨事につながるのではないかと考えていました。それが5年に1回の見直しということであれば、私とするところとちょっと長いかなと思います。ですので、点検の方法を5年に1回は大規模な点検だとしても、毎年この程度まではと。それから、3年に1回はこの程度までというふうなことで、段階的に本当に万全を期すような安全点検をする必要があるかと思うのですが、専門的な。その点についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

こちらの安全対策というところにつきましても既に検討をさせていただいております。やはり5年に1回ということではこれまでに行ってきたわけなのですが、このスパンを3年に1回とか2年に1回、それこそ毎年というようなところを検討してまいりたいと考えていました。こちらについては、専門業者のほうと相談しながら進めてまいりたいと考えていました。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

まず、ヘリポートの設置についてでございます。平成28年8月30日、忘れもしないあの台風10号豪雨災害に見舞われましたが、その際に孤立した集落の人命を救出したのはヘリコプターでした。また、済生会岩泉病院に緊急搬送された患者を高次救急センターへ搬送して命を救ったのもヘリコプターです。さらには、本年4月に連続して発生した山火事の消火活動においてもヘリコプターは活躍いたしました。こうして考えると、広大な岩泉町民の命あるいは財産を救っているのはヘリコプターだと言っても過言ではありません。

そこで、ヘリポートの設置が必要ではないかと考えます。岩泉町地域防災計画に示されている緊急ヘリポートは、平成29年4月1日現在9カ所となっており、学校が6カ所、その他が3カ所となっています。しかし、その他のうち1カ所は、既に使用不可能となっています。各地区に1

カ所以上はヘリポートが設置されているものの、ほとんどが学校です。学校でのヘリポートは、授業などがあり、いつでも使用可能とはいかないのではないかと考えます。また、グラウンドでの離着陸では、砂ぼこりや小石が舞い上がり、周辺への安全配慮が欠かせません。防災上あるいは急患の搬送などの地上ヘリポートは、規制も緩和されているようですので、各地区に最低でも1カ所以上常設のヘリポートを設置し、さらに水利も備える考えはないか町長に伺います。

2つ目に、施設園芸の導入についてです。町では、畜産、酪農、シイタケ栽培、ワサビ栽培においては、数々の施策を設けて実施してきました。しかし、畑作、特に施設園芸については、施策を十分に実施してこなかったのではないかと思います。一部雨よけでの花卉や葉物野菜などについて若干の補助は実施されたものの、ワサビのような広がり残念ながら見えませんでした。全国の事例では、農水省の補助金を活用し、園芸施設を無償で貸与し、数年後には無償で譲る施策を実施している自治体もあります。この制度により定住化対策としているようです。農水省サイドの補助要件は、実施主体が法人化されていることが必須条件であったりしますので、町でも同様な仕組みをつくり、定住化と産業振興に取り組むべきと考えます。

例えば3人以上で法人化すること、岩手大学で実施しているいわてアグリフロンティアスクールを受講し、アグリ管理士が1人以上いることなどを条件とし、新しい産業振興の仕組みをつくることを提案いたします。

事務的には煩雑になるかもしれませんが、農地の集約もさほど進まず、遊休農地がふえていくことを考えますと、台風災害からの復旧、復興で大変な時期ではありますが、次年度以降に向けて種蒔きをしていくことが肝要ではないかと考えますので、町長の見解を伺います。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、ヘリポートの設置について申し上げますが、町の地域防災計画で示しているヘリポート9カ所のうちふれあいらんど岩泉につきましては、議員ご指摘のとおりさきの台風豪雨災害で被災をし、使用不可能となっているところでございます。この施設につきましては、岩手県が行う小本川の河川改修に伴いまして、現在施設復旧のため新たな整備計画の策定を進めているところでありますので、これまでのとおりヘリポートとして活用を検討してまいりたいと、このように考えております。

また、参考といたしまして、町内各地には一部重複がございますもののドクターヘリのヘリポートが15カ所ございますので、緊急搬送等にも最大限対応できるものと認識しておりますが、舗装等施工したヘリポートの設置については、水利の確保も含めて適地の調査や公共施設の整備に合わせ駐車場をヘリポートとして活用するなど検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

なお、現在ヘリポートとして使用している各学校の校庭につきましては、引き続きご理解をいただきながら消防署と連携を図り、安全確保には十分努めながら活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、施設園芸の導入についてであります。当町ではこれまでもピーマンや花卉などの栽培をビニールハウスの整備に対し、支援を行ってきた経過がございます。施設園芸につきましては、風雪害によるビニールハウスの倒壊等のリスクはありますが、基本的には天候に左右されにくく、安定した収穫と収益が見込まれる農業形態であり、また法人化による運営は、継続的な営農活動に結びつくものであり、定住化と産業振興にもつながるものと考えております。

ご質問の定住化を図るための町独自の園芸施設の貸与等による産業振興の仕組みづくりにつきましては、町でも取り組んでいかなければならない施策だと認識をしております。まずはご提言のありましたいわてアグリフロンティアスクールの受講を積極的に促してから、意欲ある農業者の育成に努めてまいりたいと考えており、また法人化による営農につきましても、関係機関と連携をし推進してまいりたいと、このように考えております。

町のハウス貸し付けの事業化につきましては、将来にわたり営農をしていただくための負担の少ない形での事業でもあり、条件を付して入りを厳格化することにより、安易な応募を防ぐことができますことから、前段の農業者育成と並行をしながら事業化につきまして今後検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 前向きな答弁をありがとうございます。まずヘリポートについてなのですが、15カ所、ドクターヘリについては、町に満遍なく旧6町村に平均的に存在しているのかどうなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木危機管理監。はい、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

ドクターヘリのヘリポートの各地の配置状況でございますけれども、15カ所中、岩泉地区は3カ所、それから小本地区が3カ所、それから安家2カ所、小川、大川地区各3カ所、それから有芸地区1カ所、このような各地区の配置という状況になっております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ほぼ満遍なく配置にはなっているようですが、冬期間での対策もここは全て大丈夫というような状況なのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、冬期間積雪の問題につきまして懸念されるところでございますけれども、常に地域整備課と連携をとりながら除雪等対応して活用しているところでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 次に、適地の調査とか公共施設の整備に向けということで駐車場なんかもということなのですが、ヘリコプターのパイロットの方からお話を聞くと、土だったり、アスファルトだったりというところよりは芝のほうがいいと。というのは、見ていますと、例えば岩泉中学校しか私は見ていませんが、消防署の職員の皆さんが給水車というのか、水を積んだ車で来て、水を一生懸命まいている。30人の消防署員の勤務の中で半分が勤務している。救急隊で出ていって、残った人たちが水をまきにヘリコプターの誘導もしなくてはいけない、水もまかなければいけないというふうには人をかなりとられると。それでいざまた何か有事があっても大変だという視点から、そこまでしなくても例えば芝を張ってというようなことは、例えば閉校になった校庭に芝を張っておく、その管理はそこの地域振興協議会を巻き込んで、住民を巻き込んで維持保全をしていくというようなことを私は提案したいと思うのですが、その辺は考える余地はありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員ご提言がございました部分につきまして、全く私も同感でございます。先ほど町長のほうから答弁申し上げましたけれども、一つが調査の関係でございますけれども、まず1点目は、これから公共施設の整備等を行う場合に、まず駐車場の部分の活用が一つ。それから、もう一点、ある程度ヘリポートとしては面積が必要とされます。例えばドクターヘリでは30メートル掛ける30メートル、防災ヘリは40メートル掛ける40メートル、そういった広大な敷地の部分につきまして考慮するに、やはり廃校した校庭等の活用、これが一番最善の策ではないかなど、このように考えておりました。これらを踏まえまして、今後特にドクターヘリのヘリポートにつきましては検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 考え方は同じのようで安心をいたしました。できるだけ一度に全部やれという話ではないので、この地区はちょっと緊急性高いなど、この地区には、例えば道路も今台風で完全に舗装になっていない場所もかなりありますから、例えば来年は学校が閉校になる。では、こここのところに芝を張って、そういう活用になれるように、毎年1カ所ずつでも進めていくことはいかがでしょうか。そのような考え方を、一回にやるとお金も結構かかりますので、そういう段階を踏みながら進めていくつもりなのか。それとも1回にやるつもりなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

今後検討していくには、特にドクターヘリの各地区の今までの活用実績が重要ではないかなど思いますので、参考までに平成24年から平成30年までの各地区の使用実績と申しますか、それを調査した結果、やはり小川地区が一番でございました。次に、岩泉地区、それから大川地区等々となつてございますので、これらの過去の使用実績を勘案しながら今後整備については、順番と申しますか、そういう部分については、当然こら辺を考慮しながら対応してまいりたいと、このように考えておりました。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） さらにつけ加えさせていただきますと、ヘリポートの部分で平らな牧草

地を借りるという手も私はありではないか。草も常時ではないのですが、刈ってつくっていますから、いざとなったらそういうところもぜひ探しておいていただいて、誘導してそこにということもありだと思のですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

まさにそのとおりでございます。現在地域防災計画に定めております9カ所中の1カ所に大牛内育成牧場ございますので、さらに議員お話しになりましたとおり、実はヘリポートの部分につきましては、緊急時の際は、ある程度どこでも着陸できるという部分の法律条項がございますので、常に消防防災課、消防署と連携しながら町内の部分を調査して今後もまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ヘリポートについては、何とか前向きに考えていただいてだんだん設置されていくものと思いますので、次に移りたいと思います。

施設園芸の導入についてなのですが、風雪害によるビニールハウスの倒壊のリスクがあるというふうに答弁書にはあるのですが、実は長野県のイチゴ農家の方が冬場でも積雪に耐えられる設計をしたビニールハウスを農林水産省のホームページにも掲載してあって、それを使って皆さん積雪地帯でもどうぞというふうなこともあるのですが、その認識は課長さんにはありましたでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

私としては、ホームページは確認してございませんでした。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 既存のものではなくてどうやったらいいかという、倒壊があるということの前提で考えるのではなくて、どうやったら倒壊しないふうになるのだろうというふうな視点で考えていって検索していろいろ調べると、結構国の機関でもそういう情報を出していますので、ぜひその辺は調べていただきたいなというふうに思います。

それから、継続的な営農活動に結びつくというふうな答弁書ですが、実は一般質問を出した次

の次の日だったか、岩手日報の論説に農業法人支援というのが出ていまして、やはり岩手県内でも、これは集落営農ですが、法人化したのが180件も県内にもあるというふうな情報でございます。そして県内では販売額が3,000万円を超す経営体が農業産出額3割を超えているというようなことです。それで、岩泉の場合には残念ながらないわけなのですけれども、沿岸部のほうはどうしても耕地面積が少なかったり、集落営農の法人はどうしても田んぼとか、田んぼを転用して大豆とかというようなことでやっているわけですし、岩泉みたいに耕地面積が少ない、しかも平らであるというところでは、唯一条件が他と違うのは冬場に日照時間が多いと、これは間違いない事実ですから。盛岡のほうに行って施設園芸なさっている方に聞くと、冬はいつも曇天だと。岩泉はいつも晴れていますよ、ただ気温は低い。だけれども、可能性としては、残されているのはもう施設園芸しかないのではないかなと思います、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

私の認識も議員さんと同じ認識でございます。地理的な条件は不利な場所が多い町内でございますけれども、小本の下流域のほうにつきましても、県内でも施設園芸なりというほうの適地としては、私もそのように感じているところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 町でも取り組んでいかなければいけないというふうに考えているようでございますが、まずアグリフロンティアスクールにことし職員の方がたしか1人……

〔何事か言う人あり〕

○5番（三田地久志君） 行っていない。できるだけ役場の職員の方も1人か2人は受けていただいて、それから農業者もぜひ受けていただいてどんなものか。認定農業者でもいいとは思いますが、認定農業者は、自分の計画を実行する。ところが、アグリフロンティアスクールのほうに行くと、県内のいろんな農業をやっている方々との交流も生まれますので、考え方や、どの分野の作物だったりがあるのかというようなことも勉強になります。ほかでやりきれないところがあるとしたら岩泉でやれるかもしれないというふうなことを考えると、すぐにでも来年に向けてアグリフロンティアスクールに行けるような若い人たちを探しておくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

農業の本格的な起業的な感覚の農業者の育成というのはまだ町内には、畜産はございますけれども、施設園芸等含めまして実態のない状況でございます。これから将来のことを考えますと、法人化による農業展開は町でも進めていかなければならない課題だというふうに認識しております。

ご質問のアグリフロンティアスクールへの受講というのは、ご質問のとおり経営支援を広い意味で学ぶ上ではすごく有益なものとも私も思っておりますので、新年度におきまして受講のほうの促進等を当課でも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今のように施設園芸では、すぐには難しいのだけれども、畜産、酪農では可能であるというようにお話もありました。私も実はそこはそうだと思います。ただ仕組みづくりですので、あえて施設園芸からの仕組みをつくれば、ほかのところの仕組みが簡単にいくのだろうなど。要はどういう切り口でどういうふうに人材を育てていこうとするのか、課題が何なのか、その課題をどう解決するかという視点でぜひ取り組んでいただければ、一番難しいのが施設園芸の部分だと思うので、畜産、酪農の部分は既にもうやっていると、そこに法人化の考え方がなりなんなりを。一番は、後継者の問題がまず解決するのではないかという予測です。法人化することによって家内制で家だけでのいわゆるなりわいとしてやっていたものが法人化することで岩手日報の論説にもありますが、社員が入ってくることで持続経営ができるというようなこともありますので、今酪農が、農家も少なくなっている、あるいは畑も少なくなっている。理由は、高齢化。では、若い世代を呼ぶためにはどうするのだと。やっぱりそこには法人化あるいは定住化という問題がつかまっています。

ここは課長ではちょっと厳しいかもしれませんが、例えばワンストップ型の課なり、室なり、いわゆる定住対策室みたいなものをつくって、農業あるいは他の産業でもいいです。それと定住化の部分を一元化したプログラムなりなんなりをつくるようなシステムがこれからは必要だと、思い切った施策が必要ではないかと思うのですが、ここは課長よりも副町長あるいは町長に答弁を願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） ご指名はございますか。

○5番（三田地久志君） 特にございませぬ。では指名を、末村さんに指名をしておきます。

○議長（加藤久民君） 末村副町長、ご指名ですので、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

まずは、施設農業を切り口にとということでご質問をいただいたその延長線上に住宅やその他も含む定住化をしっかりと受けとめるための組織のあり方についてのご質問というふうに理解をいたしました。議員のご指摘のとおり人口の維持、定住化に向けてというところでは、包括的な取り組みというのが大変重要になってくるというふうに思われますので、組織のあり方も含めてこれまでも町長を筆頭に前向きに検討をしていきたいという大きな方針は出されておりますので、そのもとでしっかりと検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ありがとうございます。期待をしておきたいと思います。

最後に、課長に答弁をお願いしたいのですが、いわゆる農林水産省のホームページに農業法人についてというのもありまして、農業法人のメリット、いわゆる農業法人あるいは株式会社、その辺のどの法人をしてもいいよみたいな形でやり方がすごく詳しく出ているのです。最初から無理だと思われていないからこの答弁が出てきたと私は解釈していますので、必ず1つか2つは、二、三年後には法人化に向けて動いてほしいなど、その決意がやっぱり町長、副町長は方向性は決めるかもしれないけれども、現場はやっぱり課長なのです。その課長の意気込みがやっぱり重要でございますので、ここはその辺も含めて1つか2つは絶対つくるぞという意気込みを、決意をしてほしいのでございますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課の佐々木でございます。課長の立場でこれから農業全体の振興を図る上で、先ほど申し上げたとおり法人化は重要なテーマであるというふうに思っております。私の視点ですけれども、平たん部もあり、山間地域もあり、トータルで地域をつくっていききたいと、その中で農業があり、畜産がありというふうに私はスタンス的には考えてございます。まず地域の資源を見直して、それがどのように育てられるかという視点で振興したいなど思っておりますし、その中で組織が法人化できていけば、その地域の今後の将来につながるものというふうに思っております。

今回のご質問の定住を目的とした施設園芸のハウス等のリース事業の事業化については、まさ

に定住化、条件の比較的良好、農業的には条件の良好場所を想定した事業化になるかと思えますけれども、全体の地域のバランスなり、あるいは既存の農業者の考え方等もちょっと皆さんの意見を聞きながら二、三年とはいきませんけれども、それに向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 意見ばかり聞いていると、なかなかうまくいかないの、やりたい人たちだけでもすぐに集めて勉強会なり、ワーキングチームなりつくって、どんどん、どんどん若者のために、若者というか、ある程度40、50ぐらいでもいいとは思いますが、まだまだやれる人たちはいるかと思われまますから、その意識のある人たちを集めてこういう事例がある、ああいう事例がある。結局情報が入ってこないから何もやれないわけですから、ネット環境に常に皆さんがあるわけではないので、そういうところを担当課としてはもっとこういう事例があるのだが、どうだということを発信していく必要があると思うのですが、課長はその辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ご提案の内容については、すごく有意義だろうなというふうに私思っております。どういった形で農業者に集まっていただく環境づくりができるかということを含めて全国のおもしろい事例、参考となる事例を皆さんのほうに伝えていけるように農業振興施策の一つとして取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ありがとうございます。要は、そのやる気を見せる姿勢がやっぱり住民を引っ張っていけると思えますから、頭から無理だというような答弁ではなかったの、ぜひやれないことばかり並んでくるかなと思ったら、やるというようなことで答弁書はできていますから、その気持ちで1つでも2つでもぜひ町民を集めてもらって、1人でも2人でも集めてもらって前に進めるように努力をしていただいて、明るい岩泉になれるようにしてもらえればと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。平成30年第3回岩泉町議会定例会に当たり、地域が直面している課題の一端について一般質問を行います。

さて、平成30年6月定例会終了後の6月から7月にかけて町民の皆さんとの意見交換会、議員と語る会を町内6カ所で開催しました。各会場では、台風災害からの復旧、復興、定住化、子育て支援、幹線道路の整備、学校統合、行政連絡区再編など、各地域が抱えている行政課題や問題が出されました。また、一方で正しい目で町政を見守っていくべきである。二元代表制が機能するように行政をしっかりとチェックしてほしいなど、議会の役割、議会活動に対する厳しい発言もありました。町民の声に真摯に向き合い、寄り添いながらともに一丸となって前に進んでいかなければならないとさらに思いを新たに、気持ちを引き締めて議会活動に邁進したいと考えているところであります。

それでは、質問に入ります。鳥獣被害防止対策の強化についてお伺いします。野生鳥獣の被害については、今述べました議員と語る会の各会場でも多くの意見が出されました。私は、これまでも予算委員会、決算委員会で鳥獣被害対策について触れてきましたが、改めて今回深刻化、広域化しているこの問題に絞って質問を行います。

本町では、農作物の収穫時期に入り、熊によるリンゴ、桃などの果樹、野菜、トウモロコシ、デントコーンなどの農作物が各地で荒らされ、さらに鶏舎の鶏、豚舎、牛舎の設備破損が相次ぐなど農林家は悲鳴を上げています。近年は、熊の被害に加えて鹿、ハクビシン、カワウなどによる被害が顕在化し、増加してきています。ついに私の住む集落の田んぼにも鹿が入るようになりました。近所の農家は、熊から集落、農作物を守り、寄せつけないようにするためにやむを得ず農作物をデントコーンからソルガムに変えています。広大な採草地では、トラクターで作業をしているところに鹿が群れでおりてきて悠々と牧草を食べています。ラッピングサイレージの収量が3分の1になったという畜産農家の声も聞きます。増加する野生鳥獣の侵入防止や捕獲など、被害防止対策を実施する農家、狩猟者の負担は大変大きなものがありますし、農作物の被害は、経済的な損失のみならず生産意欲の減退や耕作そのものを取りやめるなど、深刻な影響を与えている状況となっています。

このように年々恒常的に発生し、深刻化になっている鳥獣による心身や農作物の被害を防ぐため、町では農林水産業の基本指針に則して岩泉町鳥獣被害防止計画を作成し、被害防止柵の設置

や有害確保などを進めています。しかしながら、年々増加する野生鳥獣や拡大している被害対策に追いついていないように見受けられます。今後より実効性が上がる被害防止対策をどのようにとっていくお考えか、取り組みの強化方針をお伺いします。

国においては、抜本的な鳥獣捕獲強化対策として鹿、イノシシの生息数を平成23年の基準年がありますが、412万頭を平成35年までに半減させることを目標として捕獲事業の強化、担い手の育成確保などの施策を講じています。また、県では国に準じて年1万頭以上の捕獲を目標としています。本町では、熊、鹿、ハクビシン等主な鳥獣の個体数をどう推定し、捕獲計画をどう設定して取り組んでいるのかお伺いします。

2点目は、イノシシの出没についてであります。イノシシは、鹿と同様にどんどん増殖し、田畑が荒らされ、新たな脅威になることが心配されます。町の農林水産課によりますと、北上しているイノシシが本町でも捕獲され、目撃情報が出てきているとのことでもあります。今後どのように捕獲対策を講じ、被害防止を図る考えかお尋ねします。

3点目は、防護、防除についてであります。鳥獣から集落、農作物を守るため、町では防護網や防護柵、電気柵などの設置に対する費用を支援しています。毎年度設置希望者には全て応じられているか。電気柵設置箇所への侵入被害も見られますが、効果をどのように捉えているかお尋ねします。また、ICT、ドローン等新たな技術による防除、捕獲技術の実証試験など電気柵以外の有効な侵入防護活用施策がありましたらお示し願います。

4点目は、有効な捕獲の一層の推進であります。侵入防護は、一時的な被害防止であり、町では銃猟、わな猟などによる捕獲の的確な実施を担うため、鳥獣被害防止特措法に定める鳥獣被害対策実施隊を設置し、実践的な活動をしています。隊員の地区ごとの人数と活動内容、そのうち実質的な活動人数はどれぐらいになっているか実施隊員の報酬など活動経費はどうなっているかお尋ねします。

捕獲を支える実施隊員の確保、育成が課題と思われませんが、女性、シニア層を含め狩猟者をどう育成していくのか。また、町で設置している環境巡視員のような専門的に当たる実施隊員を数名配置し、より実効性が上がる活動ができないかと考えます。ご見解をお伺いします。

5点目は、捕獲した鳥獣の利活用の推進についてであります。捕獲鳥獣の処理は、実施隊員に委ねられ、鹿をとってくれと頼まれるが、残渣処理が問題でできないとの声があります。これでは捕獲は進みません。当面の問題として、宮古広域の焼却施設で処分をするための保管運搬設備

の整備あるいは町内での処分装置、施設の整備など処理対策を緊急に進めるべきであります。どのようにするお考えかお伺いします。

また、ジビエの利用拡大についていまだ放射性物質が基準値を超え、国から出荷制限が出ている状況ではありますが、鹿肉などのジビエの活用は、野生鳥獣の被害防止対策とともに、捕獲した鳥獣の出口対策として地域資源の有効活用にもつながるものであります。食材としての使用は、収益性、住民理解など、すぐに行う状況にはまだ無理がありますけれども、将来的な課題として広域的な対応を含めて調査、研究をしていくことも必要ではないかと思えます。平成28年度に獣肉加工施設調査委託が行われていますが、この調査結果などを踏まえて鳥獣の肉や皮などの利活用対策をどのように進めていこうとしているのかご所見をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

議員から鳥獣被害防止対策の強化につきまして5点のご質問をいただきましたので、順次答弁をしてみたいと存じます。

まず第1点目の鳥獣の個体数の推定と捕獲計画の設定についてであります。岩手県においてツキノワグマについては、平成21年度から24年度までの期間における調査結果をもとに県内で約3,400頭と推計しており、ニホンジカについては、環境省が平成24年度に行った調査結果が用いられており、県内で約4万頭と推計しているところであり、市町村単位での生息頭数調査や推計は行われておりません。しかしながら、町の実態としては、目撃情報や被害状況から県の推計頭数より明らかにツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン等の頭数は多い状況にあると感じております。

また、捕獲計画につきましては、議員ご案内のとおり町において鳥獣被害防止計画を策定し、対象鳥獣及び捕獲計画数、捕獲手段、捕獲期間等を定め、実施しているところであります。特に生息頭数と被害が増加するニホンジカは捕獲計画数の上限は定めず、ハクビシン等については前年の捕獲申請件数及び被害動向を踏まえた捕獲計画数としており、ツキノワグマを除き通年度の有害捕獲期間としております。ツキノワグマにつきましては、県が定める第4次ツキノワグマ管理計画で年間捕獲上限数が示され、県の許可で捕獲することから、町の捕獲計画は規定されて

いないところであります。

次に、第2点目のイノシシの捕獲対策と被害防止対策についてであります。既に町の鳥獣被害防止計画には、捕獲対象鳥獣として定めており、ニホンジカ同様に捕獲計画数の上限を定めておりませんので、通年で捕獲ができることとしております。本年5月、イノシシがニホンジカの捕獲を目的に設置したくくりわなで捕獲され、町内でも個体の確認がなされたところがございます。この捕獲には、箱わなが有効であることから、町民からの情報提供をいただきながらドローンにより生息域を特定しながら集中的にわなを設置し、捕獲の強化を行ってまいりたいと考えております。また、被害防止につきましては、まだイノシシの被害報告はございませんが、他の鳥獣同様電気牧柵や防護柵の設置が有効であろうと考えているところであります。

第3点目の防護、防除についてであります。本町では、鳥獣から農作物を守るため平成9年度から電気牧柵等の設置に対し支援を行ってきたところでございます。設置希望者への対応についてであります。募集に当たっては、広報いわいずみ、IP告知端末、いわゆるぴーちゃんねつとにより周知し、募集期間内の要望につきましては、全て対応をしているところであります。その後の要望につきましては、予算状況を見ながら対応をし、予算に不足がある場合にあっては翌年度に申請をお願いしているところであります。電気牧柵設置の効果につきましては、現在考えられる予防策の中では、最小限の経費で最大の効果があるものと認識をしており、電気牧柵の設置により熊等の侵入防止が図られ、農作物被害の軽減につながっているものと考えております。電気牧柵の効果を最大化するポイントは、早期の設置と通電、電圧管理、そして下草の管理にありますので、利用者の方々に指導、周知しながら取り組んでいるところであります。

なお、新たな防除技術につきましては、鹿等がくくりわなにかかった場合、実施隊員に対し、情報通信技術、いわゆるICTによりメール配信され、隊員の見回りなどの負担軽減につながる方法があり、本年度からこの仕組みを導入することで現在進めているところでございます。また、昨年度から試験的に駆逐用花火による追い払いを行ったところ一定の効果が見られているところから新年度の普及に向け支援策を計画してまいりたいと考えております。

続きまして、第4点目の有害鳥獣の捕獲の推進について申し上げます。町では、農林水産業等の被害防止のため鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害捕獲に取り組んでいるところであります。実施隊員は、猟友会に3年以上所属した44人と町職員1人の45人で編成され、地域別には、岩泉地区22人、小川地区3人、大川地区9人、小本地区5人、安家地区5人、有芸地区1人となって

おり、ツキノワグマやニホンジカ、カワウの捕獲に取り組んでいただいているところであります。実質活動の実施隊員は、約30人程度となっております。その活動経費につきましては、平成29年度の実績では、ツキノワグマの捕獲活動に対する報酬約178万円、ニホンジカ、カワウの捕獲に対する報償費約201万円が実施隊員に支払われております。

現状としまして、実施隊員の高齢化と有害捕獲許可件数の増加もありますことから、狩猟免許所持者をふやしていく必要があります。女性、シニア層につきましては、町単独の補助制度を活用し、平成29年に女性1人が免許を取得し、シニアの方がわな免許を取得しておりますので、この補助事業につきまして町民の皆様に広く周知を図りながら実効ある活動に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の専門的实施隊員の配置については、ニホンジカとイノシシにおいては有効であるものの、ツキノワグマについては、被害がなければ駆除できないことから、担い手確保対策とあわせ関係者と協議を進め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

第5点目の捕獲鳥獣の残渣処理についてであります。宮古広域焼却施設の活用、町内への処理施設の整備または実施隊員の報酬改定等さまざまな手法が考えられることから、今後実施隊員と協議を重ね、実効ある方法を検討してまいりたいと考えております。

また、資源としての有効活用方法として注目されているジビエなどの活用につきましては、県全域が放射能性物質により出荷制限されている状況もあり、獣肉施設運営の収支見通しが厳しいことや獣皮の活用においてもニホンジカの皮では使える部分が小さく、採算を合わせることが困難な点などの課題を指摘されておりますので、捕獲後から最終処分までの全体を総合的に判断し、研究をしてまいりたいと考えております。

地域住民の皆様が安心して生活するためには、有害鳥獣を減少させることが重要でありますことから、その対応には時間を費やすことから、同時に生活居住域に寄せつけない対策にも取り組む必要があります。鳥獣の特性を知ること、電気牧柵や防御網の設置の工夫、刈り払い等による緩衝帯の整備、廃棄農畜産物等の整理、鳥獣駆逐用火火の活用等、新年度から地域が一体となって取り組んでいけるよう、その手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 2番に申し上げます。12時は過ぎていますが、休憩時間は十分にとりますので、悔いのない再質問をお願いいたします。

はい、2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 12時過ぎて大変恐縮ですけれども、それでは何点か再質問をさせていただきます。まず丁寧なご答弁をありがとうございました。

まず最初に、有害捕獲についてでありますけれども、町内の今状況を見ますと、ハクビシンが昨年度17頭、鹿が320頭、これはさっきの実施隊員の努力と申しましょうか、頑張ってもらっているということと、あと1頭当たりの捕獲経費が8,000円出るので、それらもあろうかと思えますが、320頭で。そして熊は捕獲規制がありますので、15頭前後で推移しております。それでまず熊の確保についてでありますけれども、熊については、住民からは被害が出てからでないと駆除できないのかというふうなことで言われます。そのとおりなわけではありますが、この制限があつて被害が出てからでないとできないのかもしれないかもしれませんが、今法律で県から町に権限委譲がおりていまして15頭までは町の町長が捕獲の許可を出せるというふうなことで実施しております。ただ現在もう既に14件とかと担当課から伺っておりますけれども、そういうふうなことで権限委譲の数値についても、これもふやしてもらえないものかなと、やっぱり要望とか含めてまずこれをふやしてもらえないのかなと思います。

それから、熊のとる、駆除するに当たっての経費についてでありますけれども、わなを設置するについて設置と撤去、それから途中の2週間なり3週間の監視とか、この管理も含めて1人当たり6,300円と伺っていますけれども、経費も決して高くはないなと思っております、猟友会とか実施隊のボランティアとか、その支援によってこれも実施されております。これらについて、ご答弁ではここのところもありますが、報酬についてもご検討ということもありますけれども、これを含めて今後どのように考えるかまずお伺いをします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

ツキノワグマの15頭、これについては、県が一括でということで特例的な措置での15頭になってございます。この15頭以外にも県のほうと協議いたしまして、通常の捕獲のほうの許可も受けることができます。15頭だけしか捕獲できないというわけではなくて、それを超えた捕獲は実施可能という、ただ事務的に緊急を要する場合には県の特例を用いまして、捕獲等の実施をしている状況にございます。

については、まず15頭の枠を実際にそうしましてもふやしていただきたいなというふうな考えて

ございまして、私もツキノワグマの管理検討委員会のメンバーでございます。昨年度も課長のほうが出席をしまして、15頭枠のさらに増加のほうを要請して実際にはおります。私のほうも委員会のほうで引き続きその枠の拡大については県のほうに要望していきますし、何らかの機会を捉えまして、県のほうにも別な角度で要望のほうをしていきたいと思っております、先日県要望の中でも一応その一括の権限委譲について要望してきている状況でございます。

2点目につきまして、熊のほうの有害捕獲の報酬のほうの関係でございますけれども、現在は四、五名の実施隊員がグループとなりまして、捕獲期間中の活動経費として1人当たり6,300円の報酬を支給してございます。これにつきましては、国からのほうの実際の交付金については充てて実施してはございません。現状としましては、特交での措置で6,300円で実施したほうが実際のメリットがあるという認識でそういうふうにさせていただいているところでございますが、捕獲状況等が年々厳しくなっておりますので、そこら辺全体を含めまして議論して協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 駆除の権限の委譲の頭数については、引き続きふやしてこれがその駆除に当たって、スピーディに、スムーズにやれるようにしておいたほうがいいのかと思います。経費につきましては関係者と協議して、しかるべき額にしてやってもらうというふうなことでよろしくをお願いします。

イノシシについては、先ほども丁寧なご答弁をいただきました。このイノシシについてもこのとおりかと思いますが、鹿と同じかと思いますが。同額の国からの捕獲経費、鹿と同様7,000円出るようでありますので、これも多分そのとおり出して頑張って、もし出たらやっていただくと。

それから、ハクビシンについてでありますけれども、これが最近結構出ておまして、捕獲する人たちも、したいという方も出てくるかと思いますが。それで捕獲経費、国では金額のことばかり言って細かいことで一般質問とか、委員会的な事項かと思いますがけれども、国では示しておりますので、この範囲であれば、やっぱりどんどん取ってもらったほうがいいのかと思っておりますが、この点についてのお考えをお聞きします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

ハクビシンにつきましては、国の支援制度も実際にございます。1匹当たり1,000円という形の支援制度はございますが、現在ハクビシンにつきましては有資格者と連携し、被害を受けた農家の方が自主的に捕獲している状況です。そちらのほうのわなのほうを町のほうで皆さんにお貸しいたしまして、自主的に捕獲をしていただいているところのございます。こちらの方の支援等につきましては、全体の中で議論させていただきたいところではございますけれども、一定の経費等が発生するという状況であれば検討してまいりたいのですけれども、現状であれば、箱わなの設置で済む状況ですので、当面はそういった議論を重ねながら進めてまいりたいなというふうにございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ハクビシンは、今わなをいっぱい整備してやるというふうなことでありますが、もしよければ、これらにすぐできるかどうかはありますけれども、各支所なんか配置して使いやすいようにするのもいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、担い手についてであります。確保とか任命でありますけれども、鳥獣被害対策実施隊員にこの確保、町では猟友会の資格のある方を45人全て実施隊員に任命をして、町職員がまだいますので、ほかの方は任命をしております。それは確かに全員任命しても、いろんな仕事の都合とか制限、事情で活動できない方もいるかと思ひますけれども、狩猟税が非課税に、その隊員になることによって狩猟税が非課税になる、講習が免除される等々の優遇措置等もあるためにもあるかと思ひますが、全員をこの隊員に任命しているというふうな状況のようであります。

そこで先ほど答弁にもありましたこの担い手の確保、狩猟者の免許、ハンターの確保も含めてありますけれども、私の住む地域というか、女性のハンターも出ました。それから、高齢者、80歳ぐらいかな、わなの免許を取った方もいます。ご答弁にも触れてあります。そのほか畜産農家で若い経営している人たちには、やっぱりどんどんおりにいくと、やっぱり狩猟の免許を取らなければならないのかなというふうな声も聞こえてきます。これらについてももし免許をとってもらって活動してもらいたいと、そして駆除を確保してもらいたいということではあります。せっかく免許を取って活動をして隊員と一緒に指導を得ながら実践してハンター、ペーパーハンターでなくて、もうやれるという方の声ですけれども、またその一緒にやっている方の声なのですが、町では単なる期間で3年をたたないと実施隊員に任命しないというふうなことで今任

命していません。これでは、やっぱり猟友会、実施隊長の推薦あるいはお墨つきがあれば、やっぱりこれは隊員にしてどんどん活動してもらおうということだろうと思いますけれども、それについてまずどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 答弁いたします。

実施隊員の要件である3年の所属という条件につきましては、我々もちょっと見直しは必要であろうと、有害駆除頭数が増加傾向にありますので、あとは隊員の負担等も考えますと、そこら辺の見直しは必要だろうというふうに考えておりましたので、こちらについては至急資格者の皆さんを集めましてちょっと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、質問は簡潔にお願いします。

はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 済みません、お昼が大分過ぎてやるのですけれども……

○議長（加藤久民君） 時間は前もって十分とりますので。

○2番（畠山和英君） 見直しということですので、よろしくをお願いします。できるだけ確保して活動してもらいたいと思います。

次に、捕獲した鳥獣の処理でありますけれども、この問題については、さきの定例会で先輩同僚議員からも一般質問が行われています。それで調査研究するというふうなご答弁をいただいています。それで今のご答弁ですと、関係機関と方法、関係者、実施隊と協議を重ね、実効ある方法を検討していくということですので、ひとつよろしく協議を重ねて、簡単ではないかとは思いますが、いい方法を出して、これがネック、課題でもあろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、済みませんちょっと長くなって、最後にですけれども、ちょっと繰り返しの質問というか再質問になるかと思っておりますけれども、実は町長よりご所感というか伺います。町長に伺いますけれども、今県の広報紙、いわてグラフでも漫画で資格を取ろうというふうなことでも紹介して載っていますし、町でももう少しやっぱり工夫して広報等さまざまな媒体を使って広く自治体の取り組みとか、被害の状況を広く周知していれば、周知したり情報発信していればいいのではないかなと感じます。

それから、国では、先ほども触れました鳥獣捕獲強化対策でさまざまな市町村と地域を支援しておりますので、交付金なり特別交付税で財政措置、財源措置もありますので、ぜひ鳥獣被害防止対策、引き続き強化してもらって、被害を少なくしていただくようお願いしております。これについてご所見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

○町長（中居健一君） ただいまの議員のご質問でございますが、広大な面積の中で岩泉町は基幹産業が第1次産業でございます。農家の皆さんが春先から秋の収穫まで非常にいろんな思いの中で苦勞されながらこういう営農活動に携わっているわけでありまして。その中で残念ながらこういう鳥獣被害に遭って、途中で非常に失望感を受ける、そういうようなことも多々あるわけでありましてから、これからも今議員からご提言があったような形の中でいろんなさまざまな形の情報を町民の皆さんにご提供をすると、そういう中で町と町民の皆さんが力を合わせながらできるだけそういう被害を防止する対策についてともに取り組んでまいりたいと、このように思います。

それから、財源につきましても、いろんなこれから形の中でなかなかこういうハンターの皆さんとか、わなの狩猟免許を取るといっても非常に高齢の方もおられるわけでありましてから、いろんなさまざまな部分でいろんな多様な方々からご協力をもらいながら、そしてまたそれらの財源もきっちり確保できるように私ども県、国のほうにもお邪魔をしながら岩泉町の実態をつぶさに説明をしながらそういう制度設計の中でご支援をいただける部分については、ご支援をいただけるように国のほうに要望してまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩します。

休憩（午後 零時19分）

再開（午後 1時20分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風第10号災害から丸2年が経過しました。災害復旧事業は佳境を迎えております。特に災害公営住宅の関係は、計画どおりに建築の発注までがほぼ完了し、本年度中の完成に向けて順調な進行状況であります。このスピード感は、いまだに仮設住宅で苦勞されている被災者の皆様に希望を与えるものであります。中居町長並びに職員の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

今回は、復旧事業から離れまして、災害のたびに道路の重要性を突きつけられている現状を鑑み、インフラ整備についての質問を行います。まず国道340号の整備について伺います。これまで幾度となく国、県に要望を繰り返してきました。特に押角トンネルが平成32年4月開通の見通しが示されてから、その前後の整備に対して極めて強い要望活動を展開しています。その成果としてやっと2,500万円の調査費がつかしました。

しかし、具体像はさっぱり見えてまいりません。そこでより具体的に実現可能なプランを提示することによって、その進捗を図ることが事業の遂行に拍車をかける大きな要素になり得るのではないのでしょうか。かねてより危険箇所の認識があります落合から川代までの2.3キロメートル区間をピンポイントで整備要望すべきと考えます。その際、必要用地につきましては、前もって町で取得可能な状態とし、道路整備の最大のハザードである用地交渉を済ませておくことが事業遂行の肝だと思えます。今回の災害に絡んでの用地交渉の推移を見て感じることは、県の交渉よりも町の交渉のほうがスムーズに運んでいる印象を持っています。町が全力で交渉することによって道は開けると思っています。もちろん前段で県との協議を重ね、ルート確定をしなければなりません。本年度の調査費の中で少なくともそこまでの進捗を確定させる必要があります。それがかなえば、平成32年4月という大きな節目に間に合うかもしれません。おくれでも1年程度で国道340号の2車線区間の延長が果たされます。中居町長のご見解を伺います。

次に、要望活動について伺います。本町では、国への要望、県への要望、政党への要望等、各種要望活動を毎年精力的に行っています。その内容は、道路整備にかかわる問題がほとんどであります。私は、この数年その要望活動に同席する機会をいただいております。そこで、その実体

験を踏まえ、率直な思いを吐露し、より有効な要望活動への転換がなされないかという思いで質問いたします。まず道路整備の要望に関して、要望書は、ここ10年くらいコピーの連続という印象を持っています。変わるのは年次ごとの背景変化だけで肝心の要望事項はコピーそのものであります。不変であることの尊大さは理解しますが、いかんせん訴求力に欠けるのではないのでしょうか。要望する側としても、去年も、おとしも見た文面だと、語調は弱くなってしまうのが普通であります。そこで前段申し上げましたように、個別具体的なピンポイントの整備要望を毎年加味していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

より短い、例えば100メートル区間だけをフォーカスして用地交渉も済ませた上での要望活動にすれば、説得力は格段に上がると思います。それが一歩の前進になります。それを繰り返すことしか道はないと思っています。ある県議会議員には宮古市につながる整備要望に対して、相手の宮古市からは要望が出ていないとの指摘を受けました。このことも一考に値する事項であります。私は、立場上、結果を出すことが全てだと思っています。そのためにここで再度要望活動についてどうあるべきか議論を深め、実効性のある形を模索しなければなりません。費用対効果という大ハザードを乗り越え、町民に命の道路を確保するためにいま一度高らかなパッションを喚起して、結果を出すことに集中した要望活動の展開を願ってやみません。町長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野舘泰喜議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、浅内バイパスの整備についてであります。議員ご案内のように国道340号の押角トンネルは、平成32年度には開通を迎えるべく順調に工事が進んでいるものと岩手県沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターから伺っているところであります。本年度は、調査費を予算化し、ルートを検討しており、その結果に基づいて事業に着手していくものと思われませんが、その後には概略設計、予備設計を踏まえ、補助事業化された上で詳細設計に入っていくこととなるために事業化までには相当の時間を要すると伺っているところであります。

また、本年度の調査の中では、現況道路の調査及び現地踏査、大枠のルート検討を実施し、着手していく工区の優先順位につきましては、地元からの意向や危険箇所の調査等を踏まえ、決定していくものと伺っております。

その場合にも着手するための前提として用地の提供は欠かせない重要な要素であると考えており、過去におきまして、県道久慈岩泉線の改良の際、大月峠の用地に大きな問題を抱えていたことから、町で先行して用地交渉について全面的に協力し、問題を解消した例等もありますことから、用地交渉につきましては、町が行ったほうが交渉がスムーズな場合もありますので、これまでも増して県に対して協力をしてまいりたいと、このように考えております。今後も早期に事業化できるよう要望を続けながら県と綿密な協議を継続し、全力で取り組んでまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、要望活動についてでございますが、本町における要望は、その時々町政課題につきまして各課等の意見を集約して取りまとめております。要望項目は、予算上あるいは制度上、容易には実現が困難な事案につきまして要望先ごとに一部取捨選択をするなど内容を精査し、最も効果的と思われる構成として作り込んでいるところでございます。

特にも道路関係の要望につきましては、長年の地域住民の悲願をかなえるべくまずは路線の事業採択を前面に打ち出し、継続的に要望を行ってきたところであります。

また、議員ご提案の近隣市町村との協議、連携につきましても、道路は市町村相互につながっており、共通の便益効果を生み出すものであることから、今後留意をして取り組んでまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の内容も含め、例えば路線の具体的な箇所について優先順位をつけて要望するなど、研究の余地は十分あるものと認識をしておりますので、町といたしましても、これまで以上に結果を出すための努力を怠らず、効果的な要望となるよう関係機関、団体とも協議をしながら取り組んでまいりたいと存じますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ご答弁、まずありがとうございます。その中で若干気になるのが事業化までには相当の時間を要すると伺っているということがございます。この相当の時間というのは、とり方によって10年だったり、2年だったりあると思いますが、どの辺を考慮しておられるのかご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 国道340号の事業化につきましては、現在調査費をつけて現地を調査しておるといふふうに伺っております。その次に概略設計、予備設計等、そういった設計がまだまだありますよと。ここについては、県単の予算を確保しながらやると。さらには国のほうへの要請につきましても、やはり枠というものもいろいろありまして、そういった予算的などころが確約はできないといふふうにちょっと伺っておりまして、明確な県のほうでも、では1年なのか5年なのか、10年なのか、そういったところの年数というのは、やはり答弁はもらってはおりません。ただ我々としては押角トンネルが開通する32年、このところでは引き続き前後のほうの道路も着手をしていただきたいといふような形で要望もしておりますし、協議のほうも土木センター、県ともしておりますので、そういったことで今後も引き続き話はしていかなければならないかなといふふうには考えておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） どうしても押角トンネルの前後についての整備についての要望というように広い範囲での要望がなされてきているわけです。それでより早く実現するためには、もう明確に浅内区間ということを出したほうが、例えば調査費にしても、恐らく調査する場合にルート設定をする場合に、落合から押角トンネルまでのルート設定を全体をすることだろうと思えます。そうではなくて、もう浅内区間だけを何とかといふふうにこちらから働きかけた場合に、その年数は短縮できないものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現在県のほうで進めておりますのは、我々の要望もそうなのですが、押角峠の前後区間のほうは要望はしております。ただ県のほうの調査の進捗度合いという部分でいいますと、これは情報になるのですが、落合から浅内を越えて川代方面の2車線のところまでの2車線と2車線の間をつなぐということは、実は先行してもう概略設計には入っております。それ以外の押角峠方面につきましては、現在現況の調査から入っているような状況ですので、実際は現実的には浅内区間というのは一歩先に行ってもう進んでいるという状況では伺っておりました。この工区につきましては、県のほうでも先ほどの町長の答弁にもありますが、優先順位というのは、地元からの意向とか、あとは危険な箇所、事故があった箇所、こういったところを加味しながら今後検討していくという話は聞いておりますので、地元

の意見を聞きながら町のほうでもその辺を要請しながらやっていくということは可能だと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その340号の整備について、実は宮古市の市議とも連携しながら2車線化に進めようということで進んでいるわけですが、宮古市の市議の場合には、押角のトンネルを越えたあたりをイメージしているようです。それで本町としては、やはり釜津田、大川の住民を考えたときに、より早く中心地に来られるということを最優先に考えるべきではないでしょうか。したがって、優先順位を明確に県に提示するべきだと思うのですが、浅内の次は次の岩泉寄りの区間、それができたら岩泉寄りの区間、それによって大川、釜津田からの通行が少なくとも大渡から2車線化が早く実現すると思うのですが、このルート提案について、町からの提案をすることが有効なのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今の議員のご提案は、そのとおりでございまして、我々のほうでも地元の意見、それから町のほうの意見も踏まえながら県のほうには要請はしていかなければならないと。現実的には全体をもし事業の認定になったとしても、工事のほうは予算の枠がありますので、どうしても工区分けをして、その事業を進めなければならないというのは、これは必然的にそうなってくると思います。そうすれば、浅内の区間なのか、次の大川の区間なのか、押角の区間なのかという話にはなってくるので、そういったところはこっちのほうから提案することは可能であると思いますし、これは地元のほうともいろいろご意見を承りながら浅内のところを早急にということであれば、その部分も加えながら要望することは、これは可能だと思えます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは次に、要望活動の関係で、その同席する機会をいただいて率直に感じるのは、その要望活動の中に大川地区道路整備促進期成同盟、それから安家地区、それから県道宮古岩泉線の関係で有芸と、民間の方に同席していただいているわけです。それでいつも私忍びないと思うのは、

なかなか毎年進展が見られないわけです。そこで同盟会の代表の方に要望活動のときだけ出席してもらうのではなく、前段で要望活動の書類をまとめるまでにこの同盟会の方々と協議をいた
いて、そしてピンポイントでこことここというような具体的な場所を特定して、その要望活動
の中に盛り込んでいくというふうにすべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これまでの同盟会等の要望につきましても、いろ
ろとご協力をいただきながら毎年続けてきております。一つには粘り強く、相手が根負けするぐ
らいの要望というのも、これは一方で必要で手を下げないということでは今後も続けてはいき
たいと思います。

ただ議員のほうからも話がありましたように、当然何のための要望かといえば、結果を出すた
めですから、これは何とか実現するためには、地元のほうとも話をしながら、その優先順位を決
められるようであれば、その部分も加えて盛り込みながらちょっと力強くやっていくというのは、
これはこれでひとつ考えられる部分だと思いますので、それは地元とも協議を続けてまいりたい
と思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

総括的な話になるのですが、一要望一成果という、できればそこを肝に銘じて今後も頑張っ
ていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、8番、三田地和彦君。はい、どうぞ。

〔8番 三田地和彦君登壇〕

○8番（三田地和彦君） 8番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして質問いたしま
すので、よろしくお願いいたします。

私が住宅について質問するのは、今回で6回目、6度目となります。岩泉町は、平成23年3月
の大地震大津波被害、平成25年に発生した通称ゲリラ豪雨による国境地区の大被害、そして平成
28年8月30日に発生した台風10号被害、この7年5カ月の間に3度の大きな被害を受け、そのた
びに町長を初め職員、復興にかかわっていただいた皆様に対して心より敬意を表するものであり

ます。

その中でも台風10号被害は、今までの自然災害から見ると、人的、住宅、道路、農地、公共施設被害など、数を挙げるときりがないほどの大被害が発生しました。災害復旧、復興事業の期限である5年も既に2年が経過し、この復旧、復興のさなか、住宅の質問かと思われる方々もいるかもしれません。この災害以前から人口減少、高齢化及び少子化対策問題が検討されておりますが、いまだ具体策が見えず、あの津波被害を受け小本を後にした方の思いと、この災害によりふるさとを後にした方もあると聞き、こうした観点から再度住宅の件について質問するものであります。

これまで私が住宅について質問いたしました内容は、単身者が入居できる町営住宅の考え、地方創生に絡んだ町民住宅建設支援策、一戸建て町営住宅と岩泉型町営住宅であります。国では、人口減少は地方から立て直そうという考えでありますから、私が考えている岩泉型町営住宅は、対象者が年齢40歳まででふるさとを愛し、住宅再建を希望している町民、岩泉町に就職し、定住を考えている方、結婚のために住宅を再建しようと考えている方々への支援策であります。木造2階の一戸建てで低家賃とし、25年住めば無償譲渡になる岩泉型町営住宅をつくる考えはないか伺います。

今までは、人口減少、高齢化、少子化により、消滅集落が出るのではと言われてきました。高齢化が進むとともに、高齢者が減少、少子化対策をしないと人口は減少するのみです。その証拠に、園児や小学校の入学数が減っている状況であります。私が言う住宅対策のみでは解決はできないかもしれませんが、何か対策を講じなければ手おくれになってしまいます。既に手おくれかもしれません。

以前にも述べましたが、兄弟が嫁さんを連れてきても、1泊もせずに帰っていくことが現実にあるわけです。特にもこれから結婚を考えている方、お嫁さんを迎えようとして住宅再建を考えている方のために岩泉町が手を差し伸べようではありませんか。今こそ中居町長、岩泉型町営住宅が難しいのであれば、住宅対策を早急に検討するとの答弁をいただくことをお願いし、この場よりの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、三田地和彦議員のご質問にお答えします。

住民の基盤である岩泉型町営住宅についてであります。町の住宅施策につきましては、台風豪雨災害後におきましても町営住宅清水川団地1棟5戸の建てかえや和川原地区に定住促進住宅3棟7戸の建設を、また新築住宅を希望される方々を対象として森の越地区に宅地造成を行ってまいりました。あわせて町の新たな取り組みといたしまして子育て応援住宅を戸建てで12戸建設したところであります。また、定住化の一環といたしまして平成29年4月からは、岩泉町空き家空き地バンクの運用を開始するとともに、本年度におきましては、登録物件をふやすための手だての一環としまして、空き家実態調査を開始したところであります。

議員ご提言の将来の無償譲渡を想定した岩泉型町営住宅の整備につきましては、今現在台風豪雨災害に係る復旧工事と災害公営住宅の建設及び被災をされた方々のための移転地造成の工事を優先して進めているところであり、早急な事業実施は困難な状況にあると考えているところであります。一方、三陸沿岸道路の整備など、町内情勢もこれから大きく変化する中で、これまでの住宅対策に加え、人口減少を食いとめるための住宅対策の幅を広げていく必要があると強く認識をしているところでありますので、内部において検討組織を立ち上げ、必要によっては調査費等の予算計上も行いながら新年度において新たな制度設計を鋭意検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 8番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 前向きな答弁をいただきました。ここでやめようかなと思ったのですが、少し最後に答弁にひっかかる場所があったものですから、まず答弁でこれまでの住宅対策に加え、人口減少を食いとめるための住宅対策の幅を広げていく必要があると強く認識、これは認識をしていただいてありがとうございます。ただし、内部での検討組織の立ち上げ、必要によってはという、この必要によってはというのが、私はかなりひっかかったのです。これを取っていただいて、検討組織の立ち上げ、調査費等の予算計上もしながら新年度において新たな制度設計を鋭意検討してまいりますというのであれば、私は本当に安心してこれまでの再質問はやらなかったわけでございます。ということで、まず私の質問は、岩泉町の人口減少、この人口減少については、皆さんも既に役場職員の方であれば、あの町村合併以来昭和31年から32年のうちで、今の町、村が一緒になって、その当時の4年後の人口が2万7,813名だったわけでございます。そして、30年7月現在に9,491名、割合でパーセントとなれば34.12%です。34%におったわけなので

す。そして1世帯が2.1138、本当はもう少数点以下は2で繰り上げるわけなのですが、このとおり1世帯でもう既に2人と1.1というような大変なことなのです。

そういうことでまず岩泉型町営住宅ということなのですが、それで悪いのであれば、私はこの1字だけをとって、岩泉型住宅というふうな格好で短くすれば、町営ということではなく、そういうふうな格好で皆さんから考えて前向きにやっていただきたいと思います。ということで岩泉町の人口減少、少子化、高齢化対策、今までふるさとを愛してきた町民が安心、快適に住めるまちづくりを考えての質問でありますので、まず岩泉型町営住宅で進めるのは難しいと思います。現在の制度、条例等のままでは難しいということはわかりました。ただし、国においては、人口減少は地方から立て直そうという考えということは皆さんもいろいろな報道等でわかっていると思います。ですから、何か対策を考えなければ、住宅問題も不可能ではないのではと思います。これは既に他県等では、もう実施しておりますので、そこら辺の本当はもっと小さく部分的にいけばいいのですが、再度答弁をいただく前に住宅等の内容等を4点ぐらい説明いたします。

住宅については、木造2階一戸建て、金額は2,000万円以内を予定しております。それから、面積については125平方メートル、これは37.67坪でございます。これは以前の住宅公庫対象面積でございます。これは私も経験しておりますので、これが大体坪単価が50万円ということでこれを掛けていきますと、大体1,900万円の家がでます。そして一番問題なのが家賃なわけですが、月に3万5,000円を私は考えておりました。ただし、この1,900万円何がしの2,000万円と仮に申しまして、25年で割ると月6万6,000円、これは1,000円以下はカットしますので、本当は6万7,000円が正常でございます。というようなことで、そして一番重要なのが今までも質問していきまして、土地の関係なのですが、まずこれは私が第1次産業を重点的に考えて、第1次産業の方が住宅を建てるのであれば、土地はその家の近辺にあると思います。ですから、これを、住宅を希望する方は、一旦町に無償譲渡する。そして25年たったら、その段階で家付土地をあわせて譲渡するという考えでございますので、何とかここら辺を考えて土地のこの必要によってはというのをカットしていただきまして、何とかそこら辺でこの住宅対策を考えていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、答弁願います。

○町長（中居健一君） ただいまの答弁の中で若干議員と食い違いがあったわけではありますが、私が答弁を申し上げましたのは、いわゆる住宅対策、これはいろいろありますから、これまでは岩

泉町の場合は町営住宅等を中心にしながらいろいろ定住対策を進めてきたわけであります。ただ、どうしても町営住宅となりますと、実態としてある程度お子様が大きくなって、例えば高校に入られる場合に盛岡のほうにおいでになるとかというような場合に、ではお母さんも一緒に行く、そのうちに旦那さんもいろんな仕事を見つければ一緒に盛岡のほうに行くとか、さまざまなそういう要因の中で、それも人口減少の要因の1つになったケースもあるということでございます。

したがって、私が申し上げましたのは、この住宅対策の幅を広げるいろんな選択肢、一番いいのは、やはり町民の皆さんがこの岩泉町の中に土地を取得して、住宅を建設してもらって、そういうことによって岩泉町に1人でも多くの方が定住をしていただける。その具体策については、これからどういう方法がいいのか。例えば宅地分譲をしながらある程度安価な価格でご提供をするという方法、あるいはまた20年なり長期のスパンの中で賃貸料をいささかもらいながら、その後は一部有償になるのか無償になるのか譲渡をして、そのまま継続をして住んでいただくとか、そのことがむしろこれからの定住化につながるのかなど。そんな思いの中でそういういろんな選択肢、岩泉町としてこれからの町民の皆さんが外に出ないでここに定着をしてもらえるような環境づくり、そういう意味での幅を広げたいと、こういう思いであります。

この中で必要によってはというのは、そういういろんな選択肢をこれから町の中で調査、検討をする場合に、例えばいろんな先進地の視察に行ってくる。例えば専門の学者の方といろんな協議をする。いろんなこれから内部検討の中でそういう必要な経費が生じるような場合には、そういう部分についても予算計上をしながらいろいろな角度から住対策については検討してまいりたいと、その意味でこういう表現を使わせていただきましたので、この点についてはご理解を賜りたいなど、このように思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 町の職員の皆さん、町長初め何も対策をしていないという意味での質問ではございません。確かに町営住宅等もこの一般質問の前には調べました。町営住宅、あとは定住促進、その前には災害公営住宅、それから子育ての住宅というような格好でやっていることは私もちゃんと思っています。ただ余りにも細かく言うと、ちょっと皆さんに飽きられるかもしれませんが、まずこの住宅に関しては、まず国でも人口減少は地方から立て直すということで銘を打っているものですから、できればこの住宅に対しても国に要望して、住宅に対する支援を大体余りにも多くては国も頭を振らないでいます、個人財産になるものですから。まず

20%ぐらいの助成をしてもらって、2,000万円であれば400万円、それに対しての家賃等決めてもらうことをしていただきたい。

まずいろいろな対策はあると思うのですが、漁業であれば浜の活力再生プラン等の制度もあります。そこでできるものであれば、町のほうの要望には、町民活力再生プランとして国に働きかけ、町のほうから国に働きかけてもらって、そういう金をできれば捻出していただきたいと思って私は質問しているわけでございます。

特にも私も平成23年には津波に遭って3年後に家を建てました。建てたといっても、国民の皆さんからの義援金とか、国からの支援金、町等からも支援金をいただいて、ただやっぱり一番私の気持ちとすれば、自然の災害には負けたくないという気持ちでやったのですが、今思うと不安が一部あります。ということは、年がもうないということは私の、返済もあるわけなので、これが一番ネックなものですから、そういうことを町のほうに進めていく意味でも、ある程度軽減をして40歳を限度として25年であれば65歳である程度の第1次産業には定年がないわけですが、ある程度の返済も減価償却も大体25年であれば終わるのではないかなというつもりで今質問しているわけでございます。

そしてまずこのようなことから、人口減少、少子化、高齢化を考えると、住宅対策とともに、一日でも早く何らかの対策を考えていただきたい。まず今回中居町長から2回ほど今答弁をいただいたわけですが、その1人として国の仕組みを、町内ではよくわかっているのではないかなということで、この国においては人口減少は地方から立て直そうということで話もあるわけでございますから、末村副町長にここで予算等の交渉をできれば可能かどうか、そこら辺のご答弁をいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、末村副町長、答弁願います。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

国のほうでも地方創生、人口減少への歯どめは地方からという大きなスローガンが出されたところでございます。しかしながら、災害時において、また都市や、それから過疎地域において、さまざまな条件の違いに対して国の施策そのものが再構築が迫られるような状況もあろうかと思われる中では、まだ具体的に施策などの内容が出されているという状況にはない。したがって、地方自治を預かる住民に最も近い基礎自治体である町の立場から岩泉町においては、このような施策が必要なのだということを具体的に掲げながら財源の措置を図っていくということは、積極的に

取り組むべきことというふうに思われます。先ほど町長のほうからの答弁にもございましたように、住宅政策を町としても大変重要に考えているということがございますので、その内容と足並みをしっかりそろえながら国に対しても働きかけをしていきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 本当にありがとうございました。大変いろいろ国のほうにも働きかけていただくということの答弁をいただきました。それであとは住宅に関して土地等、それから住宅に関していろいろご尽力をいただいている課、地域整備課になるわけですか、まずそういうことで私はその土地を、家を希望している方は土地を、あるわけだと思います、第1次産業ですから。ですから、その家のそばでも町営住宅ができますよというふうな格好と、ただしやはり低家賃で貸すものだから、とりあえず土地の分が足されるとまた金額は足されますので、そこら辺を無償譲渡して終わった後また貸しますからというような格好でこの事業を進めていけば十分可能かなと思うわけですが、私の考えが間違っていたら間違っているというような格好で課長さんでも今ここで答弁していただければ、ただし私もいろいろ資料を余りつくり過ぎて、どこからやったらいいかなかなか私もできないものですが、ただし参考にしたいからというのであれば、もう少し私もまとめていきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 議員のほうからは、真剣にいろいろ住宅のほうを検討していただきましてありがとうございます。以前の質問等でもありました中でいろいろ個人の資産形成にいくような部分であればちょっと難しいのかなという考えがありましたが、今土地の部分についてもいろいろな考えをされているようですので、その分も含めまして町長のほうからの答弁にもありましたように、ここは定住対策、一番重要でございますので、真剣に取り組むということで、今議員のご提案のあった部分についても、もしよろしければ資料を提供いただきながら我々のほうでも、それも参考にしながらやっていきたいと思っております。

この先、平成32年度には三陸沿岸道路も開通して交通の便がよくなって、人口減少という部分も一変してくるのだと思います。もう既に手おくれという先ほどの話もありましたが、そういうことにならないように、真剣にこの部分は我々も取り組みたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） あとは最後は要望になります。とりあえず人口が、あの当時から見ると34.12%ですから、これ以上、もう下がっているかもしれません。これは7月の資料でございますが、やっぱり34でとめる気持ちで人口減少あるいは企業さんに従事している人もありますので、そこら辺の住宅も考えた対策を考えて、人口がこれ以上減少しないように努力していただくことをこの場よりお願いして質問は終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで8番、三田地和彦君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、東日本大震災被災者の国保医療費、介護保険利用料などの免除措置の継続について伺います。東日本大震災から7年5カ月、時の経過の中でいまだに震災前の生活を取り戻せていない被災者の方が多数おられます。そして、被災者の皆さんが頼りにしているのが被災者の医療費一部負担金と介護保険利用料などの免除であります。岩手県保険医協会が実施した被災者アンケートでは、来年1月から医療費の自己負担が発生した場合、39.3%が通院を減らす、18.2%が通院できないと回答しました。

6月定例県議会では、県に対し被災者の医療費、介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願が圧倒的多数で採択されました。達増県政は、免除措置の継続を決断し、各市町村に意向の確認に入っています。本町でも免除措置の継続を決断すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

2つ目に、台風10号豪雨被災者の国保医療費、介護保険利用料などの減免措置の継続について伺います。台風10号豪雨災害から2年が経過し、災害公営住宅などの住まいの再建、整備が本格化しています。7月末現在応急仮設住宅の入居者は133世帯、253人となっており、いまだ不自由な生活を送っている方が多数おられる状態にあります。このような中で通院や入院、介護施設等を利用している被災者や、その家族にとって国保医療費、介護保険利用料などの減免措置は、経済的負担が軽減され、心底感謝し、喜んでいます。東日本大震災の医療費、介護保険利用料などの減免対象者と比較すると、新たに世帯数で3.6倍強、人数で3.3倍弱となっております。東日本大震災の医療費、介護保険利用料などの免除措置を県が率先して継続する方向の中で、台風10号

豪雨被災者と東日本大震災の被災者の思いは同じであります。そこで台風10号豪雨被災者の国保医療費、介護保険利用料などの減免措置についても東日本大震災被災者と同様に平成31年1月1日以降も継続すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

3つ目に、子供の医療費助成について伺います。子供の医療費助成の拡充を求める運動と施策は、県内各地でどんどん広がっています。本町では、未就学児について医療費の現物給付を行っておりますが、これを小学校卒業まで拡充し、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境を整えるべきと考えますが、その見通しについて町長の所見を伺います。

また、本町では、中学校卒業まで医療費助成を行っておりますが、県内では高校卒業まで医療費助成を行っている市町村が半数以上の19市町村、57.5%にのぼり県内の標準となってきました。そのことから、本町においても高校卒業まで医療費助成の拡充と受給者負担額の撤廃を検討する時期に来ていると考えますが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東日本大震災の国民健康保険医療費及び介護保険利用料の免除措置の継続についてであります。まず議員ご案内の岩手県保険医協会のアンケートにつきましては、応急仮設住宅、災害公営住宅及び保険医協会会員医療機関等を対象として配布、回収を行ったものであり、約2万枚が配布をされ、その約10%の2,200枚の回答があり、その回答内容が議員ご指摘のパーセンテージであると伺っております。

また、岩手県における被災者の医療費、介護保険料等の免除措置の継続を求める請願は、その取り扱いが意見書を発議し、関係機関に要望することとして採択となったことも承知してございます。県内各自治体の東日本大震災の復旧、復興状況には相違が生じており、他県、他保険者との取り組みの違い、さらには台風豪雨災害に対する町独自の減免実施等もございますが、東日本大震災の免除措置につきましては、県内の市町村が統一して免除を継続することになれば、岩泉町も歩調を合わせて、その免除を継続してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、台風豪雨災害による被災者の国民健康保険医療費及び介護保険利用料の減免措置の継続

についてであります。いまだ応急仮設住宅で暮らしている方々もいらっしゃる状況であり、住宅建築支援や災害支援金による支援あるいは支所に配置した保健師により継続して心と体の健康支援を行っているところでございますので、台風豪雨災害の国民健康保険医療費等の免除措置につきましては、被災をされました方々の生活状況を勘案をし、一定の期間継続してまいる所存でございます。

なお、台風豪雨災害の復旧、復興を早期になし遂げるためには、限りある財源を有効に活用しなければならない状況もあり、また国民健康保険財政調整基金が底をついた状況でもございますので、近い将来国民健康保険の税率等の見直しを行わなければならない状況にもありますことは、ご理解を賜りたいと、このように思います。

最後に、子供の医療費助成についてであります。小学校卒業までの医療費助成の現物給付化の見通しにつきましては、現在県内全市町村間で小学校卒業までの現物給付化を目指し、その実施時期やそのためのシステムの改修費用のあり方、県の役割等について意見交換を行っている状況でありまして、来年度中には実施する方向で現在取り組んでいるところであります。

なお、高校卒業までの医療費助成の拡充及び受給者負担額の撤廃につきましては、町としては多様な子育て支援策を講じていると認識しておりますが、総合的な視点を持つての子育て支援策ひいては定住化対策につながらなければならないものと捉えており、今後この件につきましては、調査、研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げますと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 完璧な答弁、ありがとうございます。

その中で1点確認したいと思います。台風10号の被災者の国保医療費介護保険料利用料減免の期間について、答弁の中では一定の期間継続してまいる所存ですと書いてありますが、これは平成31年1月1日から12月31日までと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 国保の会計の都合上、調整交付金の補助金等の対応を考えますと、やはり1年区切りが適切かと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 次に、答弁の中で近い将来国民健康保険税率等の見直し、また答弁の中で町としては多様な子育て支援策を講じていると認識しているとの答弁がありました。この件につきましては、12月定例会で一般質問の中で取り上げたいと思います。

以上です。発言を終わります。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎寛次郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎報告第1号～報告第5号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号から日程第9、報告第5号までの報告を行います。

報告第1号 準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第5号 平成29年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）まで順番に報告を求めます。

報告第1号から報告第4号までは應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。準用河川救沢川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年7月27日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、準用河川救沢川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字町地内ほか。

3、契約金額、当初請負額7,830万円。変更請負額7,877万6,280円。変更による増額47万6,280円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野

友寛。

5、変更理由、残土の運搬距離がふえたことによる増。

次に、報告第2号でございます。二級町道半城子線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。二級町道半城子線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。専決処分書。二級町道半城子線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年7月27日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、二級町道半城子線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字茂井地内ほか。

3、契約金額、当初請負額5,400万円。変更請負額5,158万800円。変更による減額241万9,200円。

4、請負者、住所、下閉伊郡田野畑村巢合25番地。氏名、横田建設株式会社、代表取締役、横田雅明。

5、変更理由、かご護岸工の面積が減ったことによる減。

次に、報告第3号 平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率の順で申し上げます。実質赤字比率、ハイフン、連結実質赤字比率、ハイフン、実質公債費比率、8.7%、将来負担比率、64.4%。

2、資金不足比率。特別会計いずれもハイフンとなります。

平成30年9月5日、岩泉町長、中居健一。

内容についてご説明をさせていただきます。1の健全化判断比率についてでございますけれども、上からの2つ、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、各会計における収支が黒字であるためハイフンの表示となっております。

算定結果は、次のページの参考資料①、左側の真ん中辺のあたりにありますけれども、マイナ

ス8.24という算出が出ております。それから、連結実質赤字比率につきましては、同じページの右下でございます。マイナス10.39ということで、これはマイナスであれば、黒字分になりますので、赤字となりませんでしたということでございます。

戻っていただきまして3つ目の実質公債費比率の算定結果は2ページにありますけれども、これは早期健全化を図ることが必要になる基準が25.0%ということでこれを下回っております。次の将来負担比率でございますけれども、これは64.4%で早期健全化を図ることが必要になる基準が350%でございますので、これも大きく下回っております。

次に、2の資金不足比率でございますけれども、これは3つの特別会計、公営企業会計として区分をされます簡易水道特別会計、それから観光事業特別会計、公共下水道事業特別会計におきましても資金不足となっていないことから率といたしましては、いずれもハイフンとなるものでございます。

なお、それぞれの項目の算定のもととなる数値、それから算式につきましては、先ほどごらんいただきました資料に記載してございます。

以上でございます。

次に、報告第4号でございます。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。岩泉町立有芸小学校敷地内において発生した車両破損事故について、被害者との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年8月8日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町立有芸小学校敷地内において発生した車両破損事故において、当該車両に与えた損害について相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、8万1,680円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、岩手県滝沢市穴口411番地2ハピネスAUN1-106号、氏名、牛窪温子。

次のページに示談書を添付してございます。事故の発生の日時でございますけれども、30年7月11日の午前10時半ごろでございます。発生場所は、有芸小学校敷地内。

事故の概要でございますけれども、臨時用務員が草刈り作業中に飛び石が発生しまして、乙の使用する車両の車体を破損したものでございます。車のリアガラスを壊したものでございます。

示談の内容でございますけれども、損害賠償金として修理費8万1,680円を支払うものでございまして、過失割合は100%。なお、この損害額につきましては、総合障害補償保険にかかっておりますので、こちらのほうで100%充当ということになってございます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 次に、報告第5号については、馬場教育次長からお願いいたします。はい、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、報告第5号 平成29年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成29年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

平成30年9月5日、岩泉町教育委員会。

それでは、別冊報告書をごらんいただき、表紙の裏側をごらんいただきたいと思います。報告の趣旨でございますが、平成20年に一部改正をされました法の規定によりまして教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するほか、公表しなければならないとされております。

内容といたしましては、下の2、点検評価の対象から4、点検評価結果報告書の構成となっております。そして下になりますけれども、点検評価結果となっております。評価につきましては、ごらんの5項目で実施をしておりますが、項目ごとに点検評価員などからいただいた主な意見及び今後の課題と対応方法などを各項目の後半に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） ここで教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育長（三上 潤君） 先ほどご報告をいたしました損害賠償に関係しまして私のほうからおわ

びをさせていただきたいと存じます。

学校における草刈り作業等につきまして事故のないよう注意喚起をしまいましたが、特にこれまで飛び石による物損事故が発生してきているというようなことから、このことに関しましては、十分気をつけるように周知をしていたところでございます。今般再び飛び石による車両への物損事故が発生をいたしました。大変申しわけなく、指導の至らなさを深く反省をしているところでございます。

今後におきまして係る事故等のないよう改めて気を引き締めて取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。まことに申しわけございませんでした。おわびとさせていただきます。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第5号までの5件全部の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町大川財産区管理委員に選任することについて、岩泉町大川財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。住所、氏名、生年月日の順で読み上げさせていただきます。

岩泉町釜津田字権現28番地、前川超、昭和24年2月10日。

岩泉町釜津田字沢口2番地、三上良孝、昭和19年4月9日。

岩泉町大川字下外山17番地、佐藤崇、昭和26年12月21日。

岩泉町大川字大家162番地、佐藤明、昭和29年2月18日。

岩泉町浅内字上川代16番地、青木久継、昭和22年6月20日。

岩泉町釜津田字種倉54番地、畠山利勝、昭和36年5月1日。

岩泉町釜津田字沢口42番地5、三上朝雄、昭和21年4月30日。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町大川財産区管理委員が平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、委員を選任しようとするものである。

参考資料としまして、次のページから各委員の略歴書を添付してございますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、岩泉町岩泉字中家9番地7。

氏名、大川義之。

生年月日、昭和28年12月26日。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会委員大川義之が平成30年9月19日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料といたしまして略歴書を添付してございますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから同意第2号についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、岩泉町岩泉字惣畑33番地5。

氏名、木村一枝子。

生年月日、昭和23年5月25日。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員木村一枝子が平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次ページに参考資料といたしまして、略歴書を添付してございますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、適任と答申することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第6号 防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第6号 防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関する議決を求めることについて。

防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、防災拠点太陽光発電設備設置工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字惣畑59番地5。

3、契約金額、8,292万2,400円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所所長、三上茂幸。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。防災拠点太陽光発電設備設置工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成30年9月6日着工予定。平成31年2月28日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、太陽光発電パネル、太陽電池アレイでございますけれども、発電量が15キロワットアワーを2基、蓄電池設備の蓄電容量が33キロワットアワーでございますけれども、これが1基、防災対策室配備機一式、分庁舎屋上防水改修が一式でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まずこれは設置については反対ではございませんが、蓄電池設備、これまず容量が33キロワットなのですか、これは耐用年数がどれぐらいですか。そしてあとは、これを交換するときも国から補助が出ますか。

○議長（加藤久民君） それでは、應家総務課長、答弁願います。

○総務課長（應家義政君） まず初めに、耐用年数でございますけれども、太陽光の部分がおよそ40年ぐらいという、太陽光とあわせて40年ぐらいというような予想はしてございますけれども、交換時期は40年を想定しております。

それから、国の補助でございますけれども、これはあくまでも設置の際の補助金でございます。改修の際には、その時期になってみなければわからないというような状況でございます。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 蓄電池の耐用年数が40年ということは、私聞いたことがないのです、こんな長い。再度お願いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 大変失礼しました。訂正をさせていただきます。40年は太陽光パネルのほうが40年ということで見込んでおります。蓄電池のほうについては、ちょっと手元に資料がございませんけれども、5年目に点検をするということで、その際にどんな形になるのか。あとは、発電メーター交換が10年目にしますので、多分10年ぐらいはもつのかなと思ってございます。以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 大抵これを設備したいのはどこでもしたいのですが、蓄電池が再度取りかえるときかなりの金額が張るのです。ですから、この交換のときも国から補助か何か出るのかというのはその意味で聞いたわけなのです。そこら辺を慎重に検討しておいたほうがいいと思います。よろしくお願いします。要望です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで議案第6号についての質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、議案第7号 防災拠点自家発電設備設置工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第7号 防災拠点自家発電設備設置工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて。

防災拠点自家発電設備設置工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、防災拠点自家発電設備設置工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字惣畑59番地5。

3、契約金額、4,646万1,600円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所所長、
三上茂幸。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。防災拠点自家発電設備設置工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成30年
9月6日着工予定、平成31年2月28日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、非常用自家発電設備設置が1基、燃料タンクが1基、屋内屋
外配線工事が一式でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、議案第8号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第8号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名、地域情報通信基盤施設災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、1億5,598万4,400円。

4、請負者、住所、盛岡市中央通一丁目2番2号。氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店支店長、栗田均。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと思います。工期でございますけれども、30年9月7日着手予定、平成31年3月20日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、架空配線の張りかえ、幹線ケーブル約35キロメートルでございます。総延長362キロメートル中の35キロメートル。復旧箇所については87カ所となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） この工期は、繰り越しを想定している工期でしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回の工事は、第2期目ということで実施をさせていただきたいと思っております。繰り越しではなくて今年度で精算といいますか、一旦できるところまでやって精算をするというような方向で現時点では考えております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、議案第9号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第9号 ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

ケーブルテレビ施設整備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、ケーブルテレビ施設整備工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、1億800万円。

4、請負者、住所、神奈川県鎌倉市岩瀬1285番地。氏名、ミハル通信株式会社、代表取締役社長、中村俊一。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成30年9月7日着手予定、平成31年3月31日完成予定でございます。

工事概要でございますが、テレビの受信施設1基、これは役場本庁舎の屋棟に設置の予定です。FMラジオ受信施設2基、こちらは小本津波防災センターに設置予定です。ヘットエンド施設1カ所、役場IPボックス設置予定でございます。サブヘットエンド施設6カ所、これは各地区のNTTの敷地内に設置予定ということとなっております。システムの概要は、左側の図のような形で進めるということとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、議案第10号 三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第10号 三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、三本松東団地災害公営住宅建築工事。
- 2、工事場所、岩泉町岩泉字三本松地内。
- 3、契約金額、1億9,364万4,000円。
- 4、請負者、住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店、代表取締役、西倉正三。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。三本松東団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成30年9月6日着手予定、平成31年3月15日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建てでございます。1DK2戸長屋が3棟、1DK3戸長屋が1棟、1DK4戸長屋が1棟、2LDKの戸建てが1棟、3LDK戸建てが1棟、計で15戸7棟でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 何件かの共通事項ですが、この災害公営住宅、これがアンケートをとって66戸ですから、全員入るという見込みで建つと思うのですが、状況が変わったりして入れなかった人がいた場合の入居率のペナルティーというのがあります。100%入らなかった場合の国庫補助関係の影響について。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 災害公営住宅全般の話でございますけれども、これは意向に沿った形で各地区の戸数を決めながらやっております。ですので、大幅に余るということもなく、かつ足りないということもなくということで、その中で意向が途中で変わって、もし災害公営住宅の残が出た場合といいましても、今のところそれによつてのペナルティーという話は国のほうからは承ってはおおりません。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そのときに引っ張るといふか、入居しても事情によつて3年か5年で退去する人も出てくるとかということになった場合に、災害公営住宅として引っ張るのは何年、ひもつきといふか、結局一般公営住宅的に使っていきたいときも出てくるわけです。ほかの人たちも入居させたいとか、条件が合わなくなるとか、そういうのは何か条件的なのが、年数があるのかお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これについては、ちょっと東日本大震災の際には、

それを定められてやってきたわけですが、今回補助金の制度が違いますので、これについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

実際に一般化ということになった際には、一般の募集をかける時期がいつかの時点ではそれは来ると。それまでは、被災者のほうで当面の間河川改修工事等の用地補償関係での移転の方もございまして、それらはあと3年、4年の間はそういった方々のためにとっておくと。もし余ればですけども、そういったことになるかとは思っておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第18、議案第11号 石畑団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第11号 石畑団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

石畑団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第

96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、石畑団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町門字上平地内。

3、契約金額、5,162万4,000円。

4、請負者、住所、岩泉町穴沢字道の下7番地1。氏名、株式会社フジサワ、代表取締役、藤澤康光。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。石畑団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成30年9月6日着手予定、平成31年3月15日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建て2LDKの戸建てを3棟でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 住宅2LDK3戸の向かい側に住宅用地を造成するようになっていますが、この予定はあるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 石畑団地につきましては、住宅が3戸、道路を挟みまして分譲地が2戸ということで2区画整備する予定になっております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その分譲地は、予約というか、予定はあるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この分譲地2区画につきましても意向を踏まえた上で区画整備しております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 小本東団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本東団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本東団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町小本字南中野地内。

3、契約金額、7,560万円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字村木74番地。氏名、横屋建設株式会社、代表取締役、工藤博樹。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本東団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年9月6日着手予定、平成31年3月15日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建て1DKの6戸長屋を1棟でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、議案第13号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第13号 小本西団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本西団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法

第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本西団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町中島字長内地内。

3、契約金額、1億638万円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字村木74番地。氏名、横屋建設株式会社、代表取締役、工藤博樹。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本西団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年9月6日着手予定、平成31年3月15日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建て2LDKの戸建てが2棟、3LDKの戸建てが4棟、合計で6戸6棟でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、議案第14号 安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、安家日向団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額、2億358万円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役畑中善四郎。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家日向団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願います。工事期間でございますが、平成30年9月6日着手予定、平成31年3月15日完成予定でございます。

工事概要でございますが、木造平家建てでございます。1DK3戸長屋が1棟、1DKの4戸長屋が1棟、2LDKの戸建てが6棟、3LDK戸建てが1棟、合計で14戸9棟でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第22、議案第15号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第15号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、岩泉町戸籍総合システム機器。数量、一式。契約金額1,799万2,800円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西1番地14。氏名、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部東北支店支店長、樋口洋一。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。平成31年2月末日をもってリース期間が満了する本システムについて新たに買い入れしようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。戸籍システム機器の構成と、それから導入作業について記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

- 7番（坂本 昇君） この参考資料によりますと、1社随契ということになります。この価格の決定というのはどういうところで、工事費のようなのであれば単価表があってみたり、いろいろ積算の根拠もあるわけですが、こういう特異なものについての価格の算定根拠というのは、どういうふうなことで決めるのでしょうか。
- 議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。
- 三上町民課長、どうぞ。
- 町民課長（三上久人君） 工事等と同じように、やはり設計を立てまして予定価格を決めまして1社随契の入札という形になります。
- 議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。
- 7番（坂本 昇君） この設計業者というのは、どういう人が設計をするものでしょうか。
- 議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。
- 町民課長（三上久人君） 当初予算をとる段階である程度の各関係業者というか、そういう二、三業者ございます。それから見積もりをとりまして、その中でいろいろ組み合わせながら、そして単価を今の時点に直しまして設計をつくるものでございます。
- 議長（加藤久民君） ほかにございませんか。
- 13番、どうぞ。
- 13番（野館泰喜君） リース期間が満了する本システムということがありますが、このリース期間中は、富士ゼロックスだったのかどうかはいかがですか。
- 議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。
- 町民課長（三上久人君） 富士ゼロックスでございます。
- 議長（加藤久民君） ほかにございませんか。
- 5番、どうぞ。
- 5番（三田地久志君） そのリース物件から今度は買い入れということのようなのですが、なぜリース物件がだめだったということなのか。しかも業者同じなのに今度は買い入れという、その理由についてお知らせください。
- 議長（加藤久民君） 三上町民課長。
- 町民課長（三上久人君） 引き続きのリースというか、新たなシステムリースというのも検討いたしたところですが、購入のほうが費用的に安いということで購入という形をとってございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） その間の故障から何から維持費の部分では不測の事態が発生したときには、当然費用が、リースには含まれていないから、買い取りだと発生するかと思うのですが、そういうことも考えて、やはり買入れのほうが安いという判断なわけでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） そのとおりでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、参考資料の中にその旨を数字として入れるべきだと思いますが、リースの場合だと年間幾ら幾ら、掛ける何年、それよりは買入れのほうがこういうふうにより有利ですよという、保守費用を含めてもこうですよという数字を参考資料に入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 今回の場合は、課の資料としてはどのくらい安くなるのかというのはつくってございますので、次回から、次回というか、入れるということになれば入れることも可能でございますので、その方向でいきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第23、議案第16号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第16号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、防災行政無線携帯型無線装置等。形式及び数量、携帯型無線装置35台、車載型無線装置1台。契約金額1,204万2,000円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、盛岡市天神町13番29号。氏名、株式会社コスモ通信システム、代表取締役、高橋秀治。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町消防団活動用として防災行政無線の携帯型無線装置及び車載型無線装置を買い入れしようとするものである。

次のページをごらん願います。参考資料1でございますけれども、装置の概要でございますけれども、携帯型無線装置、それから車載型無線装置とも記載のとおりでございます。裏面でございますけれども、裏面に無線装置の配備予定を一覧として掲載をしております。太字で記載された部分が今回新たに配備をする予定でございます。合計で36台ということとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） これまで工事は工期が参考資料で入っていますけれども、これは納期とか、それはいつまででしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

買い入れでございまして、納期につきましては、本年12月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第24、議案第18号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第18号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

宮古地区広域行政組合規約を変更する協議に関し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古市の本庁舎の移転に伴い、宮古地区広域行政組合の事務所の位置を変更する協議を行うため議会の議決を求めるものである。

次のページ、別紙をごらん願いたいと存じます。変更前、事務所の位置でございますけれども、宮古市新川町2番1号を宮町一丁目1番30号に変更するものでございます。

この規約は10月1日から施行するものでございまして、これは宮古市本庁舎が移転することに伴いまして規約を変更するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第19号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第19号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて。

岩泉町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ケーブルテレビ施設整備事業及び高齢者生活福祉センター改修事業を実施するため、岩泉町過疎地域自立促進計画を変更しようとするものである。

次のページ、別紙をごらん願います。新旧対照表でございます。変更部分につきましては、2のその対策の(3)のイ、下線部分でございますが、また光回線を活用したケーブルテレビ施設整備等を進めますを追加をしております。

それから次に、3の計画の表の中段でございますけれども、事業名で有線テレビジョン放送施設。それから、事業内容としてケーブルテレビ施設整備事業設計施設整備ほかを追加するものがございます。

裏面をごらん願います。3の計画の中で事業名が老人福祉センターを高齢者生活福祉センターに変更しまして、事業内容としまして、高齢者生活福祉センター改修事業設計設備更新ほかに改めるものございまして、高齢者生活福祉センター改修につきましては、当初予算でボイラーの更新を予定しているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号、議案第17号及び議案第2号～議案第5号の上程、説明、委員

会付託

○議長（加藤久民君） 日程第26、議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて及び日程第28、議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）から日程第31、議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について。

岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。危機管理課の設置に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて。

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利の内容、しいたけ主産地形成促進事業費補助金の一部返還請求権60万円。

2、相手方、住所、宮古市太田二丁目3番40号。氏名、里木英人。

3、放棄する理由、平成18年度にしいたけ主産地形成促進事業により施設整備に対する補助金を交付したが、平成22年1月をもって事業を廃止したため、岩泉町補助金交付規則及びしいたけ主産地形成促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、事業着手から5年に満たない12カ月間に相当する補助金の取り消し60万円の返還を求めていたが、平成29年4月27日付で破産法第253条第1項の規定に基づく免責許可の決定が確定したため。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。しいたけ主産地形成促進事業費補助金の一部返還請求権について金銭債権を放棄しようとするものである。

次に、議案第2号でございます。平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億6,705万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,689万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第3号でございます。平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,407万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,817万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,898万8,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第4号でございます。平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,026万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第5号でございます。平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,041万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億699万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号、議案第17号及び議案第2号から議案第5号までの6件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第17号及び議案第2号から議案第5号まで6件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで3時50分まで休憩します。

休憩（午後 3時44分）

再開（午後 3時50分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 次に、日程第32、認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第39、認定第8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 平成29年度の決算につきましては、28年台風第10号豪雨災害からの本格復旧に全力を傾注したところでありまして、台風災害復旧関連の一般会計決算額は、繰り越しを含めまして123億2,157万8,000円で決算額の約57.3%と半数以上を占めた状況でございます。総額では、昨年度の決算を上回り、過去最高額となっております。この決算につきましては、会計別決算のほか主要施策の成果に関する報告書、それから決算附属資料を提出しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、決算書の2ページをお開き願います。認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書。4ページをお開き願います。一番下の歳入合計の欄を申し上げます。予算現額343億5,344万5,000円、調定額232億9,520万8,469円、収入済額232億7,172万1,676円、不納欠損額257万504円、収入未済額2,091万7,967円、予算現額と収入済額との比較マイナス110億8,172万3,320円となります。

8ページをお開き願います。歳出合計欄を申し上げます。予算現額343億5,344万5,000円、支出済額214億8,275万5,785円、翌年度繰越額90億4,694万6,914円、不用額38億2,374万2,301円、予算現額と支出済額との比較128億7,068万9,215円。

歳入歳出差し引き残額17億8,896万5,891円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

ここで不用額が約35億円と多額でございます。うち31億円が繰り越し事業に係る部分でございます。これは補正で予算額を落とすということができないものでございますので、こういった形になってございます。この詳細につきましては、別途資料を作成しまして添付しておりますので、ご参考をお願いいたします。

それでは次に、176ページをお開き願います。認定第2号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。事業勘定から申し上げます。一番下の収入合計額でございます。予算現額15億6,281万6,000円、調定額15億7,587万408円、収入済額15億6,160万9,787円、不納欠損額195万9,330円、収入未済額1,233万5,391円、予算現額と収入済額との比較マイナス120万6,213円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額15億6,281万6,000円、支出済額15億4,037万104円、不用額2,244万5,896円、予算現額と支出済額との比較2,244万5,896円。

歳入歳出差し引き残額2,123万9,683円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、208ページをお開き願います。診療施設勘定を申し上げます。歳入合計でございます。予算現額3,709万6,000円、調定額3,733万4,802円、収入済額3,733万4,802円、予算現額と収入済額との比較23万8,802円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額3,709万6,000円、支出済額3,594万4,775円、不用額115万1,225円、予算現額と支出済額との比較115万1,225円。

歳入歳出差し引き残額139万27円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、224ページをお開き願います。認定第3号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入合計の欄を申し上げます。予算現額1億1,248万5,000円、調定額1億1,142万8,811円、収入済額1億1,123万2,911円、収入未済額22万4,700円、予算現額と収入済額との比較マイナス125万2,089円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計を申し上げます。予算現額1億1,248万5,000円、支出済額1億1,060万1,010円、不用額188万3,990円、予算現額と支出済額との比較188万3,990円、歳入歳出差し引き残額63万1,901円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、238ページをお開き願います。認定第4号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算書。事業勘定から申し上げます。歳入合計でございます。予算現額15億3,670万円、調定額15億4,527万2,022円、収入済額15億4,191万8,210円、不納欠損額51万9,440円、収入未済額289万8,192円、予算現額と収入済額との比較521万8,210円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額15億3,670万円、支出済額15億660万8,656円、不用額3,009万1,344円、予算現額と支出済額との比較3,009万1,344円。

歳入歳出差し引き残額3,530万9,554円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、262ページをお開き願います。サービス事業勘定でございます。収入合計欄、予算現額1,070万円、調定額1,068万1,095円、収入済額1,068万1,095円、予算現額と収入済額との比較マイナス1万8,905円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額1,070万円、支出済額989万1,139円、不用額80万8,861円、予算現額と支出済額との比較80万8,861円。

歳入歳出差し引き残額78万9,956円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

272ページをお開き願います。認定第5号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算書。歳入合計を申し上げます、予算現額8億5,036万4,000円。調定額6億519万6,965円、収入済額6億468万595円、収入未済額51万6,370円、予算現額と収入済額との比較マイナス2億4,568万3,405円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額8億5,036万4,000円、支出済額5億5,962万7,791円、翌年度繰越額1億5,015万7,400円、不用額1億4,057万8,809円、予算現額と支出済額との比較2億9,073万6,209円。

歳入歳出差し引き残額4,505万2,804円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、290ページをお開き願います。認定第6号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。歳入合計でございます。予算現額2億5,011万2,000円。調定額2億5,436万5,145円。収入済額2億5,436万5,145円、予算現額と収入済額との比較425万3,145円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計を申し上げます。予算現額2億5,011万2,000円、支出済額2億4,358万8,034円、不用額652万3,966円、予算現額と支出済額との比較652万3,966円。

歳入歳出差し引き残額1,077万7,111円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、308ページをお開き願います。認定第7号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入合計を申し上げます。予算現額1億8,786万4,000円、調定額1億8,548万5,396円、収入済額1億8,417万5,186円、収入未済額131万210円、予算現額と収入済額との比較マイナス368万8,810円となります。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額1億8,786万4,000円、支出済額1億7,490万8,314円、翌年度繰越額707万3,400円、不用額588万2,286円、予算現額と支出済額との比較1,295万5,686円。

歳入歳出差し引き残額926万6,872円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、324ページをお開き願います。認定第8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。歳入合計を申し上げます。予算現額1,347万円、調定額1,347万5,171円、収入済額1,347万5,171円、予算現額と収入済額との比較5,171円。

次のページをお開き願います。歳出合計を申し上げます。予算現額1,347万円、支出済額1,294万6,175円、不用額52万3,825円、予算現額と支出済額との比較52万3,825円。

歳入歳出差し引き残額52万8,996円。

平成30年9月5日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、334ページ以降に財産に関する調書並びに定額の資金を運用するための基金調書を添付してございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） ここで佐々木良治代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

佐々木代表監査委員。はい、どうぞ。

〔代表監査委員 佐々木良治君登壇〕

○代表監査委員（佐々木良治君） 監査委員の佐々木でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして平成29年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算について、審査意見書に従い朗読をもって報告といたします。

審査意見書の1ページをお開きください。岩泉町決算審査意見書。第1、審査の対象。1、平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、2、平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、5、平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、6、平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、7、平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、8、平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、9、平成29年度岩泉町財産に関する調書、10、平成29年度岩泉町定額の資金を運用するための基金の運用状況。

第2、審査の期間。平成30年7月25日から8月22日まで。

第3、審査の概要。平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに附属書類が法令等に準拠して調製されているか、計数が正確であるか、また予算の執行状況及び財政運営状況は正確かつ効率的に執行されているかなどの諸点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証票書類等調査照合

するとともに、当局からの説明を聴取し、慎重に審査を行った。

第4、審査の結果及び意見。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び定額の資金を運用するための基金の運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認められた。また、予算の執行状況についても、議決予算及び関係法令に従って執行されており、適正に行われたものと認められた。

平成29年度の一般会計及び特別会計の決算を総括すると、予算現額は389億1,505万2,000円で前年度と比較すると6億5,494万2,000円増加している。これに対し歳入決算額は275億9,119万5,000円で予算現額に対する収入率は70.9%、調定額に対する収入率は99.8%となっている。歳出決算額は256億7,724万2,000円で予算現額に対する執行率は66.0%と低く、翌年度繰越額92億417万8,000円を差し引いた40億3,363万2,000円が不用額となっている。これは、平成28年台風10号豪雨災害関連事業が他の台風災害復旧事業等との関連で執行を見合わせ、翌年度以降に持ち越しされたことなどが要因となっている。

一般会計の歳入決算総額は、対前年度比28.6%増の232億7,172万2,000円。歳出決算総額は、前年度比46.3%増の214億8,275万6,000円となっている。

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支は17億8,896万6,000円で、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源13億2,296万1,000円を差し引いた実質収支は4億660万5,000円の黒字決算となっている。財政調整基金の積立金3億1,317万7,000円や取り崩し額1,761万7,000円等を加味した実質単年度収支も7,572万8,000円の黒字決算であり、健全財政は維持されているものと認められた。

財政分析資料については、実質収支比率は8.2%、財政力指数は0.15、経常収支比率は81.7%、実質公債費比率は8.7%となっている。経常収支比率や実質公債費比率の数値が上昇しており、財政構造の弾力性の保持について注視していく必要がある。

特別会計全体の歳入決算総額は、対前年度比1.4%減の43億1,947万3,000円、歳出決算総額は前年度比0.4%減の41億9,448万6,000円となっている。歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支は1億2,498万7,000円で、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源308万1,000円を差し引いた実質収支は1億2,190万6,000円の黒字となっている。財政調整基金積立額4,781万5,000円や取り崩し額1,406万4,000円を加味した実質単年度収支も2,256万円の黒字決算となって

いるが、国民健康保険事業勘定特別会計においては、財政調整基金の全額を取り崩しており、実質単年度収支は2,174万2,000円の赤字決算となるなど非常に厳しい財政状況となっている。高齢や病気により働けない方など社会的弱者の被保険者が多いという構造上の課題もあるが、医療費の抑制を図るため、国保の被保険者に限らず町民全体の健康意識の向上に向けた取り組みを強化されたい。

一般会計の歳入は、自主財源が55億2,500万8,000円で繰入金、寄附金、財産収入の減などにより、前年度に比較すると2億1,093万4,000円減少している。依存財源は177億4,671万4,000円で国庫支出金、県支出金、町債等の増加により、前年度に比較すると53億9,292万7,000円増加している。

自主財源の根幹である町税については、調定額が前年度に比較して352万2,000円減少したことにより収入済額も292万9,000円減少している。調定額に対する収入率は97.5%で前年度に比較して0.1ポイント上昇している。また、収入未済額は1,566万円で、前年度に比較して219万5,000円減少している。

台風災害の影響が大きく残り、収納環境が厳しい中で高い収納率を維持したことはたゆまなく徴収強化に努めている成果であると敬意を表するものである。

税外収入については、牧野施設使用料、奨学資金貸付金返還金の収入未済額は縮減しているが、町営住宅使用料は、収入未済額が増加している。歳入全体の収入未済額は2,091万8,000円で前年度より225万円減少したものの、依然として多額であり、引き続き積極的な収納対策に取り組み、財源の確保を図るよう努められたい。

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、前年度に比較して174万円増加し504万9,000円となっている。その内訳は、町税453万円、介護保険料51万9,000円である。不納欠損処分については、いずれも関係法令にのっとり適正に処理されているものと認められた。一般会計の歳出については、義務的経費は人件費が74万3,000円、扶助費が1,538万5,000円減少しているが、公債費が2億1,672万5,000円増加しており、前年度に比較して2億59万7,000円の増となっている。投資的経費は、公共土木施設、農地農業用施設、林道施設、消防屯所等台風災害の各種災害復旧事業やワサビ加工施設整備事業、東日本大震災の復興事業である小本地域資源利活用施設整備事業等により、前年度に比較して54億2,946万7,000円増加している。

その他の経費においては、台風災害関連の災害廃棄物処理業務、経営体育成支援事業や地域な

りわい再生緊急対策事業等により、前年度と比較して物件費が21億8,651万3,000円、補助費等が4億1,574万9,000円増加している。

歳出決算総額は、過去最高額となっており、台風災害関連事業において翌年度以降に持ち越した事業があるものの、全般的に事務事業はおおむね的確に執行されているものと認められた。

平成29年度は、平成28年8月30日に発生した未曾有の台風災害からの災害復旧事業が本格化し、現年度分206億3,196万1,000円に合わせて繰り越し分182億8,309万1,000円の過去最高の予算額の執行という町がかつて経験したことのない先行き不透明で大変困難な厳しい状況の中、懸命に財源確保に努め、台風災害からの復旧、復興に道筋をつけたことは、的確で健全な財政運営によるものと評価するものである。今後においても財政状況が厳しさを増す中、台風災害の復旧、復興事業を最優先に実施しながら将来を見据えた事業の選択と重点化で経費の節減を図り、限られた財源の効果的な活用に努め、町民が安心、安全で住みよいまちづくりが推進されるよう念願するものである。

以上、第1から第4までを朗読いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等でございますので、省略をさせていただきます。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。

○議長（加藤久民君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。日程第32、認定第1号から日程第39、認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については、税務出納課において閲覧できるように当局に申し入れたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場にいらっしゃるので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申し入れます。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第40、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題とします。

請願第3号の紹介議員の説明を求めます。

3番、小松ひとみ君。はい、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 請願第3号。

平成30年8月24日、岩泉町議会議長、加藤久民様。

請願者、住所、岩手県宮古市田の神二丁目2番30号。氏名、岩手県教職員組合下閉伊支部支部長、菅原昭敬。電話、0193-62-1419。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願。

紹介議員、小松ひとみ。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願。

趣旨。子供たちの豊かな学びを保障し、教職員の長時間労働是正実現のため、計画的な教職員の定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める。

理由。学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、今年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、あすの日本を担う子供たちを育む学校現場において教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けられた財源保障をし、子供たちが全国のど

ここに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子供たちに豊かな学びを保障し、教職員の長時間労働是正実現のため2019年度政府予算編成において教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元するよう地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出するよう請願いたします。

意見書提出先は、記載のとおりでございます。

お願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで請願第3号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4時27分)

平成30年第3回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成30年 8月24日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	平成30年 9月 7日 午後 2時50分				
	散 会	平成30年 9月 7日 午後 2時57分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	3 番	小 松 ひとみ	4 番	八重樫 龍 介
	5 番	三田地 久 志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年 9月 7日(金曜日)午後 2時50分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午後 2時50分)

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号、議案第17号及び議案第2号～議案第5号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて及び日程第3、議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、林崎竟次郎君、どうぞ。

[条例補正予算等審査特別委員長 林崎竟次郎君登壇]

○条例補正予算等審査特別委員長（林崎竟次郎君） 平成30年9月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算等審査特別委員長、林崎竟次郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時57分）

平成30年第3回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成30年 8月24日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	平成30年 9月14日 午後 4時10分				
	閉 会	平成30年 9月14日 午後 4時51分				
出席及び欠席議員 出席13人 欠席 1人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	×			

会議録署名議員	3 番	小 松 ひとみ	4 番	八重樫 龍 介
	5 番	三田地 久 志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年 9月14日(金曜日)午後 4時10分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算 (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第2号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第3号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第4号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第5号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第6号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第7号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 報告第6号 農地等災害復旧事業袋野(H28年災47-106外)工事の請負変更契約締結
の専決処分について
- 日程第10 議案第20号 農地等災害復旧事業卒郡(H28年災47-102外)工事の請負変更契約の
締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第21号 農地等災害復旧事業中島(H28年災47-103外)工事の請負変更契約の
締結に関し議決を求めることについて

- 日程第12 議案第22号 農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47－104外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第23号 農地等災害復旧事業道の下（H28年災47－362外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第14 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第15 発議案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）の提出について (畠山昌典議員外5名提出)
- 日程第16 発議案第5号 平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の設置に関する決議について (畠山直人議員外5名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から、所用のため欠席する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

（午後 4時10分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、坂本昇君、はい、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本 昇君） 平成30年9月14日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。決算審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号 平成29年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 平成29年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 平成29年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 平成29年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 平成29年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 平成29年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎報告第6号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第9、報告第6号の報告を行います。

報告第6号 農地等災害復旧事業斐野（H28年災47-106外）工事の請負変更契約締結の専決処

分について報告を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第6号 農地等災害復旧事業巖野（H28年災47-106外）工事の請負変更契約締結の専決処分について。農地等災害復旧事業巖野（H28年災47-106外）工事の請負変更契約締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。農地等災害復旧事業巖野（H28年災47-106外）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年9月10日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、農地等災害復旧事業巖野（H28年災47-106外）工事。

2、工事場所、岩泉町巖野字府金地内ほか。

3、契約金額、当初請負額2億77万2,000円。変更請負額2億247万3,000円。変更による増額170万1,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、排土運搬捨土の運搬距離を変更したことによる増。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで報告第6号の報告を終わります。

◎総務課長の発言

○議長（加藤久民君） ここで、総務課長から平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての正誤表を資料として配付の上、訂正の発言の申し出がありますので、これを許します。

それでは、配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（加藤久民君） 連絡します。

大分蒸してきたので、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしく願いいたします。

準備はよろしいでしょうか。

それでは、総務課長、お願いします。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） それでは、平成30年9月5日付、報告第3号により報告いたしました平成29年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、将来負担比率の数値に誤りがありましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思っております。

将来負担比率が64.4%となっておりますが、20.0%の誤りでございました。大変申しわけございません。おわびして訂正をさせていただきます。

関係いたします訂正箇所につきましては、お配りをいたしました正誤表のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（加藤久民君） 次に進みます。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、議案第20号 農地等災害復旧事業卒郡（H28年災47-102外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第20号 農地等災害復旧事業卒郡（H28年災47-102外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

農地等災害復旧事業卒郡（H28年災47-102外）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、農地等災害復旧事業卒郡（H28年災47-102外）工事。

2、工事場所、岩泉町中島字卒郡地内。

3、契約金額、当初請負額9,774万円。変更請負額5,162万2,920円。変更による減額4,611万

7,080円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組代表取締役、畑中善四郎。
平成30年9月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復旧面積、排土土量及び排土運搬捨土の運搬距離の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成29年2月17日着工してございまして、30年9月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所を申し上げます。水田の面積がマイナス4.69ヘクタール減りまして、変更後で5.18ヘクタールになるものでございます。排土工がマイナス2万4,000立米、変更後で1万2,300立米となるものでございます。運搬工は、2キロメートル以下を7キロメートル以下にするものでございます。

用水路は、排土工が変わってございまして、マイナス49立米、325立米となるものでございます。運搬工につきましては、先ほどと同様、7キロメートル以下とするものでございます。

排水路でございますけれども、排土工が57立米ふえまして190立米となるものでございまして、運搬工は7キロメートル以下となるものでございます。

道路におきましては、排土工でマイナス77立米で、変更後213立米とするものでございまして、運搬工につきましては、先ほどと同様7キロ以下とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第21号 農地等災害復旧事業中島（H28年災47-103外）工
事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第21号 農地等災害復旧事業中島（H28年災47-103外）工
事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

農地等災害復旧事業中島（H28年災47-103外）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結
するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、農地等災害復旧事業中島（H28年災47-103外）工事。

2、工事場所、岩泉町中島字高久根地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億9,191万6,000円。変更請負額1億3,650万1,200円。変更による
減額5,541万4,800円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野
友寛。

平成30年9月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復旧面積、排土土量及び排土運搬捨土の運搬距離の変更に伴い、請負変更契約を締
結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成29年
2月17日着工してございまして、30年9月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所のみ申し上げます。水田の面積でございますけれど
も、マイナス6.78ヘクタール、変更後18.84ヘクタールとするものでございます。排土工は、マイ
ナス3万630立米で、変更後3万8,670立米とするものでございます。あと運搬工が2.0キロメー

ル以下を6.5キロメートル以下とするものでございます。

用水路につきましては、運搬工を6.5キロメートル以下とするものでございます。

排水路につきましては、排土工が増の269立米で、変更後は898立米とするものでございまして、運搬工につきましても6.5キロメートル以下とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第22号 農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47-104外）

工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第22号 農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47-104外）工事の

請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47-104外）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、農地等災害復旧事業アツラ（H28年災47-104外）工事。

2、工事場所、岩泉町中里字中崎地内。

3、契約金額、当初請負額7,236万円。変更請負額4,577万2,560円。変更による減額2,658万7,440円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社代表取締役、小野友寛。

平成30年9月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復旧面積、排土土量及び排土運搬捨土の運搬距離の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成29年2月17日に着工してございまして、30年9月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所は水田の面積が0.8ヘクタール減りまして5.07ヘクタール、排土工が1万300立米減りまして1万7,000立米、運搬工が2キロメートル以下を0.5キロメートル以下とするものでございます。

用水路につきましては、排土工が4立米減りまして690立米、運搬工は0.5キロメートル以下とするものでございます。

排水路でございますけれども、排土工が5立米減りまして829立米、運搬工は0.5キロメートル以下とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第22号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第23号 農地等災害復旧事業道の下（H28年災47-362外）

工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第23号 農地等災害復旧事業道の下（H28年災47-362外）工事の

請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

農地等災害復旧事業道の下（H28年災47-362外）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、農地等災害復旧事業道の下（H28年災47-362外）工事。

2、工事場所、岩泉町穴沢字道の下地内。

3、契約金額、当初請負額6,156万円。変更請負額3,815万2,080円。変更による減額2,340万7,920円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社代表取締役、高橋清人。

平成30年9月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復旧面積、排土土量及び排土運搬捨土の運搬距離の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成29年2月17日着工してございまして、30年9月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、変更箇所、水田が面積で0.09ヘクタール減りまして2.54ヘク

ター、排土工が1,460立米減りまして6,450立米、運搬工が2キロメートル以下のところが6キロメートル以下となっております。

次に、飛びまして、排水路の排土工でございます。13立米ふえまして209立米でございます。

次は、道路でございます。運搬工が2キロメートル以下のところが6.0メートル以下と変更してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第23号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君、はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 平成30年9月14日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、

会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願、採択すべきものと決定。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、発議案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

1番、畠山昌典君、はい、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 発議案第4号、平成30年9月14日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山昌典。賛成者、岩泉町議会議員、坂本昇、八重樫龍介、三田地泰正、林崎竟次郎、小松ひとみ。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）の提出について。
標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、今年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年三位一体改革の中で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることが大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、平成31年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 9 月14日、岩手県岩泉町議会議長、加藤久民。

なお、意見書の提出先については、別紙をごらんください。

以上です。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第 4 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第 4 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

追って、発議案第4号の意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任にすることに決定しました。

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、発議案第5号 平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

11番、畠山直人君、はい、どうぞ。

〔11番 畠山直人君登壇〕

○11番（畠山直人君） 発議案第5号、平成30年9月14日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山直人。賛成者、同じく坂本昇、同じく野館泰喜、同じく三田地泰正、同じく三田地久志、同じく八重樫龍介。

平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の設置に関する決議について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙、平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び岩泉町議会委員会条例第5条。

- 3、目的、平成29年度地域医療確保対策補助金に関する調査のため。
- 4、委員の定数、13人。
- 5、調査期限、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

以上であります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 4時51分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署名議員

小 松 ひ と み

署名議員

八 重 檉 龍 介

署名議員

三 田 地 久 志
